

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」
※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

クロージングシンポジウム

「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」

基調講演：

栗原 正明（こども家庭庁成育局 保育政策課長）

課題提起：

北川 聡子（社会福祉法人麦の子会 理事長・日本ファミリーホーム協議会 会長）

調査研究／海外視察報告：

光真坊浩史（子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 事務局長）

シンポジスト発表

シンポジスト：

古渡 一秀（学校法人まゆみ学園 理事長）

米山 明（全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長）

高辻 千恵（大妻女子大学家政学部児童学科 准教授）

松井 剛太（香川大学教育学部准 教授）

助言者：

栗原 正明（こども家庭庁長成育局 保育政策課長）

コーディネーター：

柏女 靈峰（淑徳大学総合福祉学部 特任教授）

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

開会挨拶

柏女 霊峰

(淑徳大学総合福祉学部 特任教授)



皆さんこんにちは。ただいまこのクロージングシンポジウムの紹介がありましたけれども、この調査研究と、このシンポジウムはどんな目的で開かれるんだろうかということ疑問を持っていらっしゃる方も多いのではないかと思います。大きくは2つのイベントの共同開催というかたちにしております。1つは、このフォーラムに参加して下さっている FLEC フォーラムのミッションが、家庭養育推進と、それから包括的支援というのを2大ミッションにしてありますが、その2大ミッションの1つである包括的支援の中で、このインクルーシブ保育がとても貴重なテーマだということで、まずは FLEC フォーラムとして開催する。そしてもう1つは、あとから趣旨説明がありますけれども、日本財団から助成を受けた社会福祉法人麦の子会が受託して調査研究を行っております。その報告会も兼ねております。したがって、2つのミッションを合わせた共同開催というかたちで企画させていただきました。

この調査研究に協力していただいた方、あるいはこれに関心を持たれる方で、この調査研究のクロージングシンポだけに参加されていらっしゃる方が現地、それからオンラインも含めて約100名ほどいらっしゃいます。またこの FLEC フォーラムには400名以上の方がご登録いただいております。最後なのでもしかしたらもうお帰りになられたり、あるいは今日は天候が荒れているのでオンラインに変えようかという方もいらっしゃると思いますが、最大400名ということで、半分として200名ぐらい、合計300名ぐらいの方の参加が、現地とオンラインであるのではないかと考えております。そうした

共同開催というかたちで進めさせていただきますので、調査報告が入っていたりして、どんな会なんだろうというふうにも思われたかもしれませんが。

趣旨は、今お話ししましたように、包括的な支援を進めていくためのインクルーシブ保育、これが時代の大きな流れになっております。その動向についても栗原課長さんのほうから今日はお話をいただくことにしておりますが、このインクルーシブ保育はどこに行くのかというテーマで進めていきたいと思っております。

全体の流れを簡単に申し上げておきます。第1部では、まず栗原課長さんに基調講演を30分ほど、行政説明も含めてお話をいただきます。そのあと北川さんより課題提起ということで、このインクルーシブ保育になぜ注目しなければいけないのかということについてお話をいただきます。さらに、これは調査研究の報告にもなりますけれども、光真坊さんのほうから、この調査研究の事務局長として携わって下さって、その成果についてのご報告をいただきます。ここで一度休憩をとらせていただきまして、そのあと第2部のシンポジウムに移らせていただきます。ここでは4人のシンポジストの方、多くは麦の子会がこの調査のために作った検討委員会のメンバーではありますけれども、その方々にご登壇いただいでご報告をしていただきます。そして少しディスカッションを進めていければと思っております。16時15分までの3時間の長丁場になりますけれども、皆様方のご協力によって意義のある会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

基調講演

栗原 正明

(こども家庭庁成育局 保育政策課長)



皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、こども家庭庁成育局で保育政策課長をしております栗原です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私、実はFLECフォーラムに参加するのは初めてでして、今日はちょっと違う趣旨ということですが、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。今日は、「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」というテーマですので、私も皆さんと一緒に考えていきたいと思います。その前に基調講演ということで、「どこへ行くのか」という話をするときには、まず「どこから」というのが必要だと思いますので、こども家庭庁がどういう取り組みをされていて、今どうしているかを、基調講演として皆様にお伝えできればと思います。よろしくお願いいたします。

これはここにいらっしゃる皆さんに説明するような話でもないと思うのですが、こども家庭庁は令和5年4月に誕生しまして、もう結構経ちましたね。もうちょっとで2年ということになりますが、「こどもまんなか」というフレーズが世の中に生まれたこと自体が、こども家庭庁ができた意義を果たしている部分があるのではないかなと思います。当然こどもは権利の主体であって、子どもの権利条約とか、児童福祉法にも書いてありますけれども、そういう視点というのは今までもありましたが、それが弱かった。それから現実にそれがきちんと政策に埋め込まれていたか、政策に埋め込まれていなくて、現場でもあまり意識されなかった部分があるのではないかと。こどもまんなかと言ったとき、まずこどものことを

考えますよね。そしてこどもを真ん中にして、どうするかというのは、多分皆さんの解釈はいろいろあるのかなと思いますけれども、こどもを真ん中に、というところまでいった時点で、これはすでにこどもを真ん中にして何かを考えているということで、権利の主体として捉えて、このこどもたちの育ちとか暮らしをどうしていこうかと考えるきっかけになっているのではないかなと思います。

そうは言いながら、フレーズだけ生み出しても仕方ないので、こども家庭庁のホームページの、こどもまんなかのところの説明文章には、一人一人の意見を聞いてその声を真ん中にアクションしますと。こどもの意見聴取とか参加の権利みたいなものを、これまでここは本当に弱かったと思いますけれども、1つ大きなミッションとしてやっていこうというところの現れかと思っています。

それからもう1つの大きな意味。これは少子化対策と絡めてということで政策は進められていますが、国の政策として、日本は高齢化が進んでいっているところもあって、実はその裏で人口減少ももちろん進んでいるのですけれども、高齢化が進む中では高齢者の対応のところには予算や政策の議論というのを結構割いてきたと思いますが、ここに来て、少子化対策と絡めてということになります。こどものこともしっかり考えていかなければいけない。人口減少の一気に減るタイミングの手前まできているので、ここをなんとかしなければいけない。その中では、こどもとか子育て家庭を支えていく取り組みを国の政策の一丁目一番地としてしっかりやっていかなければ

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

いけないということで、政策の優先順位を高くする。これもこどもまんなかというフレーズの一つの意味と言えます。

もう 1 つ、これは福祉を担当してきた身から考えると、もう 1 つの意味で私がよく思っているのは、こどもを真ん中に何か、といったときに、そのこどもに支援ニーズがあったり、その育ちを一般施策でも良いのですが、支えていくときに、関係者が輪になって、こどものニーズや子育て家庭のニーズをきちんと捉えて、連携して取り組んでいくという絵姿になっているんじゃないかなと。現場ではともすると、私たちの政策もそうですけれども、今日のお話のテーマでもあります保育政策があります。また、障害児支援施策があります。児童虐待対策があります。それぞれ私たちの担当はこれです。ここから見たらこれが必要です。もっと言うと、これができますというところでやっていました。しかし本来なら、その子、その家庭というのは 1 つで、それがどんどんライフステージ、時間軸に応じて暮らしているわけで、ここに必要な求められているニーズに過不足なく支援を充てるというところをしっかりとやらないと、ご本人たちは、なにか来たけどこれはちょっと、と言って必要な支援が届かなかったりですとか、その人たちが連携しないから、要るのか要らないのか分からない支援が届いてしまうところもあるのではないかと思います。

ここはこどもまんなかというところで、支援者の輪、関係する人たちの輪を作って連携しながら、しっかりとこどもと子育て家庭を見つめてそのニーズを踏まえながら真に必要な支援を届けていく、というところがこのフレーズから生み出されるんじゃないかなと思っています。これは私の解釈ですけど、皆さん好きに解釈をさせていただいて、ただこどもまんなかって常にいろいろなことをやるときに考えていただくと、世の中変わっていくんじゃないかなと思っています。

そして、こども家庭庁ができて、書いている通り司令塔ですけども、別に指令だけしているわけではなく、ここの下にある通り、様々な事業自体も持つ。これを私は新しい形の司令塔だといつも言っているのですが、指令をするだけではなくて、現場を持っていることで本当に実効性のあることを考えていきますし、仮に指令を

出すというか、勧告権というのがあるのですが、それは例えば文部科学省、これは一緒にならなくて残念という話が多いですが、教育の部分や、厚生労働省は、医療や働き方とかもそうですね。そういうところと一緒にやっていくとき、自分たちもこどもまんなかの支援を、政策を持っていて、それをベースにしなげらいろいろなことも言っていけるんじゃないかということで、新しい司令塔だと思っていますが、そういうミッションを持ちながら取り組んでいます。

そしてこのこども家庭庁の中に、厚生労働省のこども家庭局にあった業務がメインになりますが、障害保健福祉部、障害分野にあったこどもの部分、障害児支援がこの中に入ってきたところが、今日のテーマのインクルージョンに対してすごく大きな話だったと思っています。障害児施策の中で、障害というところでライフステージを追いながら支援していくという視点はもちろん重要だと思いますけれども、障害のあるなしに関わらず 1 人のこどもなんだ。こどもを真ん中に考えたときには、こどもというのがベースにあった上で、その中で特性がある子をどうするかというところへ、発想がすごく変わったんじゃないかなと思います。ここはこども家庭庁が創設されて、障害児支援というところに関してはすごく大きく変わったところで、まさにインクルージョンに向けての第一歩、前から進めようとはしていたのですけれども、大きな一歩だと思っているところです。

こども基本法がこども家庭庁と一緒に令和 5 年 4 月にできまして、この中にも全てのこどもというのが強調して書かれています。これは元からあった概念ではありませんけれども、基本法にここが書かれたということで、こども政策というところに、元からあったところがもう 1 度しっかりと位置づけられて、これまで施策を考えるときに、ともすると、通常発達の子をイメージした施策ばかりを充実させてきたところが、そうではない子たちをどういうふう全体として見ていくかということも政策的に考えていけるようになったんじゃないかなと思います。

そして、こども家庭庁ができて、こども基本法ができて、我々はまず最初にこども大綱というのを、1 年弱経った令和 5 年 12 月に閣議決定しました。この中でこども

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

まんなか社会を一応きれいに定義して、全てのこども、若者が身体的、精神的、社会的、バイオ、サイコ、ソーシャルと言っていますが、それが幸福な状態、ウェルビーイングで生活を送ることができる社会を目指しましょうということで、どの年齢層に関わらず共通の事項、この中に障害の関係も入っていますけれども、あわせて、ライフステージ、こどもが生まれる前から順を追ってどのような取り組みをしていきたいと思いますという取り組みの柱がここに色々と書かれています。

そのような中、私は保育政策課長ということで、保育の話を中心にしたと思うのですが、保育のほうもこども大綱に基づいて、未就学のところをどうするかという話をやっている中で、これまで保育政策の中で一番の課題だったのは待機児童だったのですが、その数は2万人代半ば、後半ぐらいまで伸びていたのですが、直近の令和6年4月は2,567人まで全国的に数字が落ちてきています。これまで保育政策で一番政策の力を割いてきたのが待機児童対策だった。保育の量の拡大ですよね。保育所が足りないから保育所をいっぱい作りましょうというところに注力してきた。ただ、ここはもう政策の転換期だということで、ちょうどその量の拡充というのは、待機児童解消加速化プラン、子育て安心プラン、新子育て安心プランと続いてきたのですが、このプランが令和6年度末に切れるということで、どうしようかというときに私たちは保育政策の新たな方向性を示させていただきました。これが今年の12月になります。

この中で、1つは待機児童対策で量の拡充をやってきたのですが、単に量を増やせばいい話じゃないと。ここは大きく質のことに注目しながら施策を進めていきたいと思います。もちろん今まで質について何もやってなかったわけではないですが、政策を進める上で、この質というのを常に主眼に置きながらやっていきたいと思いますことにしました。量のところは、待機児童は待機児童でももちろんありますのでしっかり対応していくのですが、人口減少ですよね。逆に子どもの数はトータルでは減ってきているので、地域によっては結構前からぐっとこどもが減ってきて、ただこどもはいますよねというところになったら、保育の機能をどう確保していくか、教育、保育の未就学のところをどうやって確保していくかとい

うのが大きな課題だということで、そういうのも意識した地域の体制を作っていきたいということが1つ。

2つ目が、まさにすごく重要な柱になりますが、先ほどから言っている「全ての」がしっかり入ったということで、これは1つは、保育の必要性認定をする。すごく分かりやすく言うと、保護者さんが働いていて、こどもの養育が普段できないから保育を使いましょうというのが制度のベースにはなっています。ただもうちょっとここからウイングを広げて、こどもたちの数が減っているから、というわけではないですけども、全てのこどもの育ちをみんなで保障していきましょう、対応していきましょうというときには、そこを見据えた政策が必要だということで、この中には、あとで出てきますけれども、こども誰でも通園制度、新しい制度を作ったりですか、あとは障害児、医療的ケア児、これは今まででも障害児保育ということで対応されてきた部分ありますが、こどもある意味全ての保育所でしっかりと対応していただきたいというところの思いを込めています。

さらには、これももちろん保育所のやることには実は入っているのですが、家族支援ですね。家族支援は、園に通う家族だけに留まらず、地域の子育て家庭をどのように支援していくかも入ると思います。そういったところに保育所の役割とか機能を広げていく、強化していくのはどうか？というところの柱になります。

最後が3番目の柱で、これは保育人材の確保が大きく課題になっていますけれども、足元で全然足りていないというところがありますが、これから先ますます人口が減っていく中で、どんどん足りなくなっていくというところではやはりテクノロジーを活用していかなければいけないということで、こういう取り組みを進めることにしています。また全体像、それぞれについては資料にまとめさせていただいていますのでご覧いただければと思いますが、今日のテーマである全てのこどもの育ちというところの中に、多様なニーズに対応した保育の充実ということで、障害児、医療的ケア児という項目も入れさせていただきます。

ここからが今日の本論というところで、まず障害児支援の分野の話からしたいと思います。私は前職が障害児支援課長ですので、私の人事はまさに、お前インクルー

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

ジョンちゃんとやってこい、という人事だと思っています。今日もその気持ちでこちらに立たせていただいていますけれども、まず障害児支援は、元から障害福祉の中でやっていたところがどうなっているかをお話したいと思います。障害児の数は何をもってその数と捉えるかが難しいのですが、これはもうお医者さんの診断をもって、ということではない。気になる子とかも含めてどうやって対応していくかというところで、こどもの数が減る中でも、障害児通所支援の利用者数はすごく伸びていますので、そういう意味では気づきのところがすごく広がってきたという良い面もありながら、じゃあその子どもたちの育ちをどうやって保障していくかというところの力を上げていかなければいけないと思っています。

そういった中で、令和4年の児童福祉法改正で、児童発達支援センターがあるよねと。これは昔は単に大きいのが児童発達支援センターで、小さいのが児童発達支援事業所という、もうそういう概念から抜けて、地域の中核になるのが児童発達支援センターだということを法律上明確に位置づけました。要は、単に子どもたちを自分たちで受け入れるだけではなくて地域支援をしっかりやっていくということが明確にこのセンターの役割に位置づけられました。これが令和6年4月から施行されています。

そして、令和6年4月からということで、ちょうどいいタイミングで報酬改定があり、この児発センターの機能強化のところは、障害福祉は皆さんご存知の通りで、その人に対する支援についてその人の1割負担の下でサービスを行うので、基本的には本人に何かをしたことに対する評価となりますが、そこと上手く絡めながら、地域支援を行う人を置いた場合の評価をさせていただきました。この一番上の機能強化のところですけども、中核機能強化加算というものをつけて、児発センターの体制や機能を強化する取り組みをしてもらおうということをやっています。

さらにはこの5番ですけども、インクルージョンの推進ということで、児発しか通っていないとか、児発を中心に通っている子たちを保育所や一般施策のほうに移行していくときの評価を高めるといったことですか、あと保育所等訪問支援というアウトリーチで入っていく

サービスがありますけれども、そこが制度創設以来ほぼ手つかずだったところを、例えばケアニーズの高い子に対応した場合や、経験値が高い人がいる場合の評価、さらには多職種で入っていく場合の評価と、色々と加算をつけさせていただきました。私は他課に移ってしまったので確認はできていないんですけども、こういう報酬改定での評価が事業所を動かしたり、これまでも頑張っていたいただいていた事業所がさらに頑張っていたいて、地域の障害児支援が強化されるというところを今展開していると思っています。

これが先程申し上げたようなところのこどもまんなかのコンセプトに近いんですけど、こどもと家族を真ん中にして、児発センターが難しいところを支援する。入口の導入部分とか難しいところを支援しながら、地域の障害児支援もたくさんありますけれども、ここの質の話もありますので、ここを全体的にサポートしながら、保育所や放課後児童クラブなどにもアウトリーチ支援をしていくと。障害児というところの特性に対応したところをどうするかというのを、自分たちも受け皿になるのですが、地域を支えていくような位置づけにするということを絵に描いています。

さらにここで重要なのは、今まで現場の事業所さんに頑張っていたいただいていた部分がすごくあったと思うんですが、やっぱり市区町村なんですよ。市区町村、自治体がきちんと自分たちの地域で、こういう体制をどうするかというのを考えていただくのが重要だということで、これについて市区町村がしっかりと体制づくりをしていくということもお伝えさせていただいています。伝えるだけではなく、もちろん国や都道府県がしっかりとバックアップします。これは財政的な面もそうですし、財政面はさっきの報酬改定もありますけれども、ノウハウですよ。どうやったらいいかを考えていくのも、例えばガイドラインみたいなものを作ったり、そういうこともさせていただいています。

もう1つは、それで終わりだと結局どうなったの？とまた放ったらかしになってしまうので、国のほうも各自治体でそういう体制づくりが進むように、10分の10の補助金は珍しいのですけれども、地域支援体制の整備をサポートするような事業、コーディネーターのような人

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

を置いて、地域づくりをやってもらうようなところの補助も行い始めています。これはこういう事業ですけども、要は全国 1,741 の自治体で、各地域で障害児をどうするの？というのをきちんと担当部局に考えてもらって、自分たちの地域は、あれとあれがあって、ここがこういう役割で、という絵を描いていただいて見える化するというのが最終形として目指しています。これができれば、要はできているところはいっぱい描けるし、できていないところはそもそも描けないので、これはできていないねというのが分かるので、またそこにどういう支援をしていくかという、当たり前なんですけど、政策の好循環が生まれてくるんじゃないかと思っています。

さらに障害児支援といっても、保育所の皆さんからすると、保育所等訪問支援で来たけれど、全然障害のことを分かっていない人が来た、という話はよくお聞きするところです。障害児支援の人材は、別に障害児のスペシヤルな教育を学んだり知識を持っている方を要件にしていくわけではなく、保育士、児童指導員ですから、ここはやはり障害児支援のほうの世界での人材育成を、きちんとキャリアラダーも見据えた上で作らなければいけないということで、これは今まさに人材の検討会というのを、キックオフがちょうど12月にあったと聞いていますけれども、進めていただいているということで、将来あと数年後、というか次の報酬改定の手前までには、これを踏まえた対応がこの世界では行われていくということになります。

さらに、先程の ICT の話です。これも障害分野では、バックオフィスはもちろん当たり前のようにやるのですが、障害の場合はその特性の子が全国に散らばっていて地域に集まっているわけではない。そういう場合にオンラインで何か療育できないか、みたいなところも含めて、今モデル事業も、補正予算が取れて進めているということでございます。

ここからは保育の世界に入っていきますが、保育のほうは何もやっていなかったのかというと、そんなことはありません。保育所保育指針、これはバイブルですよ。これにしっかりと障害のあるこども、特性のあるこどものことも書いています。一人一人のこどもの発達過程や障害の状態を把握して、しっかりと計画に位置づけなが

ら対応していく。それからこの指針は、大きなことしか書いていないですけども、解説書を作って、それを全国の現場で使ってもらって、学び合いということもやっていただいています。しっかりとこどもの特性に対応していく、ということと、あとは障害があってもなくても、ともに混じり合って経験するというのはお互いにとって素晴らしいことだ、ということも書いています。あと一番下の2行目辺りも結構ポイントだと思いますが、個に応じた関わりと集団の中の一員として、だから個別なのか集団なのかというのは両方大切ですよ、というのをここでしっかりと明確に書かれていて、こういった理念の下で従来からやってきている部分があります。

障害児保育の世界は、障害と言ったらどういう対応か、といえば加配なんですよ。人を足すことで対応するというのを今まで取り組んできています。これは別に悪いことではないと思いますけれども、そういう発想でやってきた。特にこの加配の仕組みが障害福祉サービスとは違って、自治体に下りてしまって、税源移譲して既に自治体がやることになっているのですが、ここがまた我々にとってはネックで、自治体のところにお金は入るのですが、ほかのことに使われている可能性が実はあるということで、地域でうちは加配の支援がないのよという話もあったりして、今これは実態調査もやっています、その調査結果も踏まえて対応したいとは思いますが、いずれにしてもそういう仕掛けになっていると。

それだけでは足りないもので、私たちの公定価格と言われている保育のお金の中でも、療育支援加算、これは理屈をつくっている部分もありますけど、障害児を1人受け入れていて、その主任の方が地域支援をやるのですが、そこをサポートできる人材を置いてあるというような玉突きみたいな理屈で、一応加算というものを設けています。

あとは医ケア児に関しては、医ケア児の支援法が令和3年にできて、保育所が明確に対応するということが位置づけられました。学校もですけども、これに基づいて事業も元からあった事業ですけども、拡充してきています。看護師や喀痰吸引できる職員を配置するようなお金をこちらの事業で出していて、世の中的に広がってきているところでして、医ケア児の受け入れはどんどん

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

広がっているという状況があります。

またさらに、こういう両方の制度があると、保育所と児発を併設して作る場所が出てきたところに、これはもう混ざり合っただけの世界が出てきます。基準上で上手く対応できていなかったで、それぞれの体制は基準を満たしたものを確保するのですけれども、交流して混ざり合ったときに、お互いの保育士さんなども混ざり合っただけですよ、というルール変更を令和4年に行っているところです。そこで、障害児のことを考えたとき目指すところは、インクルージョンという言葉とともに、障害があってもなくても育つ環境づくりを進めていくということですが、これは文科省のインクルーシブ教育のところをよく議論がありますけれど、単に混ざればいだけじゃないということももちろん重要です。ですので、特性に応じた専門的な支援がしっかり確保された上でインクルージョンを推進していく、ともに育つ環境づくりをしていくということで、障害児支援のところは、障害児支援だけに通う人がいるのであれば、そこはちゃんと保育所とか一般施策のほうにも通う場がなければいけないと思いますし、そういった交流をやっていくと。それから保育のほうは、自分たちのほうでも、障害があってもなくても受け入れる体制を整備していくために専門性を確保していかなければいけない。先程言ったように、障害児支援であっても専門性がどれくらいあるのかという話があるので、ここは双方にとってポイントになると思います。

最近増えているのが両方通っている子ということで、両方通っているということはやはり連携しなければいけない。こどもまんなかであつたら、その子の育ち、暮らしは1本ですから、この1本をどういうふうにみんなまで対応するかを、障害児支援だから、保育だから、ではなくて、これは関係者の1人としてみんなで相談しながら考えていくことが重要だと思しますので、連携コーディネートというのがこれからの施策のポイントになると思っています。

今まで厚労省のときに役所の部署も分かれていたところが、今回こども家庭庁で一緒になって、今まさにいっしょにインクルージョンに関する調査研究をさせていただいております。保育のほうと障害児支援のほう双方か

ら、我々は保育所に対して、障害児支援は療育のほう、児童発達支援のほうに対してですけれども、それぞれ障害児をどう受け入れていて、特に障害児支援のほうは、先程の併設型などをやっているところがどう対応しているかというのを中心に調べています。

先程の新たな方向性ですね、12月に出した文書の中でも、保育所のほうは専門的支援をどう高めていくかというところ。インクルージョンはある意味保育所に通えばそこでインクルージョンは達成しているのですが、どういうふうに専門的支援を高めていくかというところ、今までは人の数を加配でやっていたところに、ここはOT、PT、ST、心理など、もしかしたら障害児支援の経験が高い人というのもあるかもしれませんが、そういった専門的なノウハウを持った人のサポートを受けながら、力を上げていくということを保育政策の新たな方向性の中で示しています。加えて、児発とかとしっかり連携しなければいけない。特に併行通園の子は1つと捉えて、どう連携していくかというところが政策の行く先になっています。

今言ったところを分かりやすく分解してみました。多分パターンとしてはこういうパターンなのかなと思っています。保育所だけに通園している左上の1のパターン。これは保育所の専門的支援の力を上げていくことが重要。それから左の下は、児発だけに通所。これは保育所にどんどん移って、一緒に通う。もっと世界を広げていくような取り組みもやっていかなきゃいけない。それが難しい場合でも交流を促進していくことが重要かと思っています。一番複雑なのがこの右ですよ。併行通園しているのはパターンがいくつかある。1つの法人の中でごちゃまぜでやっているところ。これは単にごちゃまぜじゃないよね、ちゃんと特性に応じた対応をしていますよね？というところをどれくらい見ていくかというところがあるかと思ひますし、同じ法人で、横に保育と児発を並べてやっている場合、ここは連携はするんですけども、インクルージョンはどれくらいできているか。それから、別法人のところに通っている場合というのは、ここはまさに連携のところをどれくらい強めていくかということが大きな課題だと思っていますので、パターンごとにやるべきことも変わってくるので、ここに政策を打っ

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

ていきたいと思っています。

最後になってきますが、保育の話からいきますけど、保育の機能をどんどん拡充していく中で、保育所の役割ですね。こども誰でも通園制度は全てのこどもが対象になりますので、障害児などもしっかり対応していくということで、検討会を回していますけれども、障害児や医療的ケア児は、導入の入るところでしっかりと自治体がサポートしながら、この制度を利用していただく仕掛けを今考えているところです。あともう1つ言えば、療育の世界の人たちも実施の主体になれるというところで、ぜひこれは、北川先生のところもやっていただいていますけれども、障害児支援を担っている方たちにもやっていただきたいと思っています。

また、多機能化という話が話題になります。人口減少下における機能確保において、多機能化は1つの解だと思っていますので、この中で当たり前のように障害児の対応を進めていきたい。多機能化の第一歩として、当然のように障害児とか医療的ケア児は受け入れる環境を整備していただきたいという思いもありまして、そこもしっかり打ち出しながら進めているところでございます。

最後に、私たち政策を作る身としては時間軸、タイミングがすごく重要ですので、今障害の関係ではこういうことかなと思っています。保育のほうもいろいろ動かしていますけれども、障害福祉はまさに3年に1回報酬改定がありますので、令和9年度の改定は令和8年度に議論するというので、令和7、8年度でどれぐらい仕込めるか。

今お話したような動きを全部踏まえながら令和7、8年度で次の世界を見据えて、まさにインクルーシブ保育はどこへ向かうかというのを、ある程度こんな感じかなというのを令和7、8年度で検討し実際にそれに向けての政策を仕込んだ上で、令和9年度からまた3年間やっていきましょうということになるということで、こういったことも意識しながら現場の皆さんには動いていただければ、政策と現場が時間差なくすぐお互いシンクロした取り組みができて、何よりもこどもと家族のためになって、それがしっかり届いて、その子たちの育ちと暮らしが充実する、ウェルビーイングになるのかなと思っています。一緒に頑張っていければと思います。どうもあり

がございました。

柏女：限られた時間の中で、非常に濃い報告をいただきました。こども家庭庁でもインクルーシブ保育に関する2つの調査研究が始まっている。日本財団も民間の立場から助成を行っています。このようにこどもを真ん中にしながら、インクルーシブ保育というのは今後の大きなトレンドになるのではないかなということを感じさせられたご報告でございました。ありがとうございました。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

インクルージョンの推進 (イメージ)

専門的支援の確保・充実 + インクルージョン推進
＜保育所等の受入体制の強化/障害児支援との連携・協働＞

- 1. 保育所等へのみ通園**
 - 障害児の特性に対応した教育保育を推進
 - 保育所等を中心とした発達の促進を図る(保育・療育を連携)
 - 発達・機能の伸長・発達の個別化/個別化、連携の促進
 - (1) 同一施設が一体的に提供する施設に併行通園
 - (2) 同一施設が提供する施設に併行通園(申請後、又は福祉を併せて通園)
 - (3) 別施設が提供する施設に併行通園(申請後、又は福祉を併せて通園)
- 2. 保育所等と児童発達支援に併行通園**
 - 保育所等と児童発達支援(児童発達支援センター)を併せて通園
 - 保育所等を利用しつつ、併行して児童発達支援センターを利用
 - (1) 同一施設が提供する施設に併行通園(申請後、又は福祉を併せて通園)
 - (2) 別施設が提供する施設に併行通園(申請後、又は福祉を併せて通園)
- 3. 児童発達支援にのみ通園**
 - 保育所等への併行通園も併せて推進
 - 児童発達支援センターにのみ通園
 - 保育所等を利用しつつ、併行して児童発達支援センターを利用
 - (1) 同一施設が提供する施設に併行通園(申請後、又は福祉を併せて通園)
 - (2) 別施設が提供する施設に併行通園(申請後、又は福祉を併せて通園)

人材育成 (こどもの育ち+障害特性の理解・対応)

妊婦から2歳児までの子ども・子育て支援の全体像

○R4児童福祉法改正や加齢化プランにより、これまで比較的手薄だった妊婦期から2歳児までの支援を強化。これらを着実に実施していく、自治体と緊密に連携しながら取組を強力に推進。

妊婦期 → 子育て → 2歳児までの子ども

- 妊婦期: 妊婦相談、妊婦の健康、産後の健康
- 子育て: 子育て支援、子育て支援センター
- 2歳児までの子ども: 児童発達支援、障害児支援

必要に応じて連携を強化する

自治体と緊密に連携しながら取組を強力に推進

「保育」の役割・機能の拡大の中で

●従来の役割・機能の拡大

- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大

●従来の役割・機能の拡大

2.(3) 家族支援の充実、地域の子ども・子育て支援の取組の推進

●従来の役割・機能の拡大

- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大

●従来の役割・機能の拡大

2.(1) 子ども誰でも通園制度の推進

●従来の役割・機能の拡大

- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大

●従来の役割・機能の拡大

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保: 人口減少対策

●従来の役割・機能の拡大

- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大

●従来の役割・機能の拡大

子ども誰でも通園制度における障害児等への対応

●従来の役割・機能の拡大

- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大

●従来の役割・機能の拡大

保育所等の機能の拡大 (多機能化) のイメージ

●従来の役割・機能の拡大

- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大
- 従来の役割・機能の拡大

●従来の役割・機能の拡大

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

課題提起

北川 聡子

(社会福祉法人麦の子会 理事長・

日本ファミリーホーム協議会 会長)



皆さんこんにちは。社会福祉法人麦の子会理事長の北川です。今回は日本財団から助成をいただきまして、このインクルーシブの保育について研究をすることができました。大変感謝しております。私も主催者側として、今の課題を提起することで次の討論につなげたいと思います。報告会の概要ですが、PDF でダウンロードできるようになっていますので、詳しくはそちらのほうを見ていただくとよろしいかと思います。

まず障害のある子どもとない子どもは、違う施策として位置づけられてきました。そして障害のない子どもとある子ども、また多様性がある子ども同士が理解し合える場合は、その結果限られてきていました。私たちは実は以前、柏女先生たちと一緒に子どもの未来を作る研究会というものをやっています、できれば障害のある子と障害のない子と、横ぐしで考えていけたらいいね、ということの研究していたんですけれども、それが子ども家庭庁ができたことで、今まで別々の施策だったのが一致したというのは大変画期的なことだと思います。

今まで別々だったことで、知らないことから来る偏見とか差別とかが残念ながらありました。その機会がなかったため、差別や偏見につながる要因となりました。例えば大人になってから障害のある方が地域でともに過ごすためにグループホームを立てようとするすると反対運動などがまだ残念ながらあるという結果です。その方々が悪いというよりは、そういう機会がなかったんだ、ということから来ていると考えます。

ダイバーシティとインクルージョンですが、ダイバー

シティというのはパーティに招かれて同じ場にいること、場の統合。でもインクルージョンは、同じ場においてダンスを一緒に踊ること。対等なメンバーとして所属観を覚えること。ヴェルナ・マイヤーズという方がおっしゃっていました。本研究での定義ですが、そういう意味ではインクルーシブ保育とは障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく全ての子どもと一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、全ての人がともに生きる共生社会の実現に向けた基盤を築くものという大切な役割があると思います。

私たちのところの児童発達支援センターに通園する親御さんの声です。「妊娠中、わが子が障害児とは思わなかった。育休明けで保育園を利用することを決めていたが、障害のあることが分かり保育園には行けなくなった。自治体によっては違うと思うんですけれども、このお母さんは行けなくなったということで、子どもも私も人生が変わってしまった。そのとき、私の子どもは一生障害児の中で生きていくのかと思った。今は子どもが大きくなって、児童発達支援センターに通えることを幸せに感じているけれども、でもあのとき保育園でも、ここのセンターと同じような発達支援や家族支援が受けられていたら、地域の子どもと同じ保育園に行きたかった。選択肢がそのとき平等ではなかった、とおっしゃっていました。保育園も充実してほしいし、障害のある子どもも大切な子どもであるということ、そういう価値観になってほしい」とおっしゃっていました。

分離されることが多い日本において、どうしたら一緒

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

に遊び、こどもたちが育ち合えるのかということで、今栗原課長が説明して下さったように、保育園、幼稚園のところで児童発達をやるところも増えています。また保育園に専門職を配置するところもだんだん増えているという状況です。それでは私たちが今までやってきた障害児支援の役割がなくなるのか？と心配される方もいらっしゃるかもしれませんが、インクルーシブな保育が進んでも、やはり障害のある子の支援は大切な役割があります。それは幼稚園、保育園が生活の場だとしたら、児童発達支援センターなど私たちのようなところがアウトリーチして、一人一人に合ったオーダーメイドの支援、それからこどもや家族の支援に対して専門性を持つ職員がしっかりとそこを支えていくという役割です。

日本中どこに生まれても、障害のあるこどもや家族を支えられる、共に生きる地域を作ることが大切だと思います。障害児支援の専門性と、他のこども分野の関係者と、もっと手をつないでいくことがこれまで以上に求められると思います。どの子ども幸せなこども時代を作っていく必要があると思います。

そしてそのためには、インクルーシブ保育というところが大事で、こどもにとっては同じ場所で、場所を一緒にするだけではなく、ともに遊び、育ち合うインクルーシブ保育が必要。そのためにはこども観とか人権意識のアップデートが私たちには求められていると思います。「できる、できないで見る能力主義ではない、その存在そのものが素晴らしい存在だという、存在の肯定に立った保育」です。そしてそのことが全てのこどもの人権と尊厳が守られ、リスペクトされた環境。その中で子どもたちはその子、その子の持っている力が開花するのだと思います。

フランスではみんなにとって居心地のいいと思える地域を目指しているということを言っていました。差別は徹底的に外していこうということです。それからイタリアでは、関係者、幼児教育の担当者がより良い社会、歴史を作る役割が保育にはあると言っています。そしてこどもにどんなふうに育てほしいか。自分と違った相手もリスペクトできるように、良い世の中や国を作る担い手になってほしいんだ、ということもおっしゃっていました。それから日本では、この研究の中で私も知ったん

ですけれども、「保育は元来からインクルーシブな理念を含有しているものである」と日本の保育のあり方にも非常に希望を覚えました。

今後は、児童発達支援センターが地域のこどもや家庭の発達支援センターとして、幼稚園、保育園、こども園などを支援して、これから障害のあるこどもの支援も大切になってくると思います。それと障害児の通所に通うこどもたちの通所部門も、障害のない子も通えるような、そういうインクルージョンなシステムを作っていくことも大事だと思います。また学童期になると、学校教育はまた別なんですけれども、放課後等デイサービスだと、きょうだいは学童、障害のある子は放課後等デイサービスとなっていますので、共生型などが今後求められるのではないのでしょうか。

先程栗原課長がおっしゃっていました、こどもまなかということ、最後にこどもの意見を皆さんにお伝えしたいと思います。これは日本知的障害者福祉協会で作文コンクールで会長賞をとったこどもの意見です。ホームページにも載せるということで、今日皆さんにお伝えしてもいいという許可をいただきました。東京の中学1年生の藤原さんという女の子です。1人のこどもの意見です。

「私があっくんと出会ったのはオーストラリアの小学校でした。あっくんはダウン症の日本人の子で、私の大切な友達です。あっくんが日本からオーストラリアにやって来たのは、私たちが3年生のときでした。最初の半年ほどは、私もほかのクラスメートも、あっくんと仲良くしたいけど、どうしたらいいんだろう？と困惑していました。障害がどのようなものが分からなかったから、というのが当時の正直な気持ちだったと思います。オーストラリアの小学校では、10人ぐらいの少人数学級で、おらかな国柄もあり、インクルージョンな教育が行われていました。そしてあっくんの介助員として、看護師資格を持つ先生の実在もありました。そのおかげか、毎日同じ教室で過ごすうちにあっくんの人柄を知り、障害についての理解が次第に深まってきました。そしてクラスメートとして、みんな自然に馴染んでいったように私は感じていました。そしてあっくんが、自分の名前を書けるようになったときは、私も自分のことのようにうれし

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

く、一緒に喜んだことも良い思い出です。新たに心を開ける友達が増えたことで、私は学校の居心地がより良くなりました。

一方で日本に帰国後、日本の小学校の特別支援学級のありようがオーストラリアと違っており、違和感を覚えました。支援学級の生徒たちもクラスメートだ、と実感できるような機会は、私が卒業するまで一度もありませんでした。障害のあるクラスメートと一緒に過ごす機会を増やしていくには、介助員もお金も必要で、決して簡単ではないのだろうと、中学生になった今は理解しています。しかし心のハードルを下げることはすぐにできるはずで、健常者とされるクラスメートの中でも気の合う人とそうでない人がいることが普通だと思います。全員と仲良くなることは現実的に難しいです。だからこそ、友達との付き合いにおいて、健常者なのか、障害者なのかということとは関係なく、気が合えば自然に仲良くなれる、という考えを持つことができれば、障害のある方との思いやりがあるふれあいの実現に向かって一歩踏み出せるのではないかと思います。

私が日本に帰国することになり、あっくんと会えなくなる日、さびしくて悲しくて、あっくんも私も泣いてしまいました。あっくんのお母さんから、普通に接してくれたのが何気に一番うれしかったよ、と言ってくれました。この言葉を聞いて、やっぱりあっくんは友達なんだ、とより強く感じられたことが、私にとっても良い経験になり、中学に入ってからの人間関係においても励みになっています。」

これは中学 1 年生の東京の子の作文、1 人のこどもの意見ですが、私はこの中でダウン症のお子さんに対して自分のクラスメートだ、と。これはイタリアに行ったときもクラスメートだ、仕事の仲間だ、という平等の感覚をこどもたちから感じました。それからもう 1 つは、障害があるなしに関わらず、気の合う人と気の合わない人、そういうことは同じなんだということも印象に残りました。イタリアでも障害のある子に対していじめはありますか？と聞いたら、いじめはあるけれども、障害を理由にしたいじめはありません、ということを学校の先生がおっしゃっていたということなんですけれども、こういうことで少しずつこどもの意見としても、一緒に

いることで本当によかった、楽しかったという意見もあるし、その環境をきちんと作ってきたからこういう状況になれたのかなと思います。

こどもにとって本当にバリアのない良い環境を、それぞれが生まれてきてよかったんだという、そういうような環境をこどもの頃から作って、共生社会の中で、こどもたちが暮らしていけるような社会をこれからみんなで作っていききたいなと思っております。ありがとうございました。

柏女：ありがとうございました。この調査研究を始めるにあたっての課題提起ということですが、今のお話にあったインクルーシブ保育の定義の中に、「一緒に過ごし、育ち合う環境」というのがあり、一緒に過ごすとはどういうことを言うのか？あるいは育ち合うとはどういうことを言うのか？それらがインクルーシブ保育の調査研究の重要なテーマになったわけですが、今のあっくんの事例がまさに、一緒に過ごし、そして育ち合うということを如実に示しているんだなと感じさせられました。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」
 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

課題提起

第7回FLECフォーラム クロージングシンポジウム
 2025年3月16日(日)
 社会福祉法人麦の子会 北川 聡子

児童発達支援センターに通園する親の声

妊娠中、わが子が障害児とは思わなかった。育休明けで保育園を利用することを決めていたが、障害があることがわかり保育園に行けなくなった。子ども私も人生が変わってしまった。その時「私の子どもは一生障害児の中で生きていくのか」と思った。

今は児童発達支援センターに通い幸せを感じている。でもあのとき、保育園でもこのセンターと同じような発達支援や家族支援が受けられていたら、地域の子どもと同じ保育園に行きたかった。(選択肢が平等ではなかった。)

保育園も充実してほしいし、社会にも障害がある子どもも大切な子どもであるという価値観になってほしい。



違う施策として位置付けられてきた

子どもの教育と支援が、違う政策で進められてきた。そのため、障害のない子どもとある子どもなど、多様性がある子ども同士が理解しあえる場がまだ限られている。

子ども子育て施策



障害児施策



子ども家庭庁ができたことは画期的なこと

全ての子どもが保育園・幼稚園・子ども園でも一人一人に合ったオーダーメイドの支援のために

児童発達支援の併設

保育園・幼稚園・子ども園



保育園に専門職を配置

保育園・幼稚園・子ども園



知らないことからくる偏見や差別ある

- 共に過ごす機会や理解しあえる機会がなかった結果、差別や偏見につながる要因となっている。
- 残念ながら大人になってから障害のある方と地域で共に過ごすことが難しくなってしまった事例もある。(グループホーム建設反対運動など)



一人ひとりの子どもの育ちを支えるため障害児支援の役割

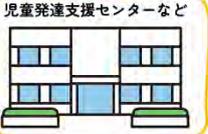
園や保育者が抱える悩みや課題に具体的なアドバイスやサポート。

アウトリーチ支援

保育園・幼稚園・子ども園



児童発達支援センターなど



障害のある子どもと家族支援の専門性を持つ職員が支援を行う(オーダーメイドの支援のために)

ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン

「ダイバーシティ(多様性)とは、パーティーに招かれ同じ場にいること
 インクルージョンとは同じ場においてダンスを一緒に踊ること
 (対等なメンバーとして所属感を覚えること)」
 (Verná Myers: ヴェルナ・マイヤーズ)

本研究での定義
 「インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子どもと一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くもの」




日本中どこに生まれても障害のある子どもや家族を支えられる共に生きる地域をつくる

障害児支援の専門性と他の子ども分野の関係者と手をつなぐことがこれまで以上に必要

幸せな子ども時代のために

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

インクルーシブ保育と育ちの保障

子どもにとっては、同じ場所で共に遊び育ちあうインクルーシブ保育が必要

子ども観・人権観のアップデート

- ・ 能力主義（エイブリズム）からの脱却
- ・ すべての子どもの人権と尊厳が守られる事—リスペクトされた環境はその子の持っている力が開花する

みんなにとって居心地のいいと思える地域

- ▶ 差別は徹底的に外していこう（フランス）

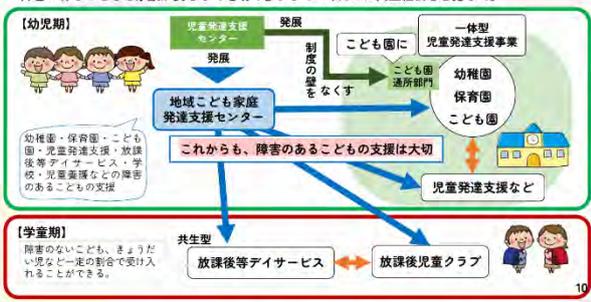
福祉

- ▶ より良い社会歴史をつくる役割もある

子どもにどんな風に育ってほしいか—自分と違った相手もリスペクトできる人に、よい世の中や国をつくる担い手に（イタリア幼児教育担当者）

保育は元来から「インクルーシブ」な理念を含有しているものである（日本）

今後の在り方・体制整備・制度改革 未来予想図案 「障害のある子どもと家族が安心して地域で暮らし抜くために共生社会を目指して」



御静聴ありがとうございました

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

調査研究／海外視察報告

光真坊 浩史

(子どもの保育における
インクルージョン推進に向けた調査研究 事務局長)



ここからは、社会福祉法人麦の子会が令和6年度に公益財団法人日本財団の助成を受けて実施しました、「子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究」について、お時間をいただいて報告し、後半のディスカッションにつなげたいと思っております。私は事務局長を務めております、光真坊と申します。よろしくお願いたします。

先程、麦の子会北川理事長からご報告がありました。日本の保育所や認定こども園などはそもそも障害のある子どもを受け入れ共に育つインクルーシブな制度です。しかし、まだまだ入園を希望しても障害の種類や重さ、環境が整っていないことなどを理由にして入園を拒否されたり、また、保育所などに入園できても障害や特性に配慮してもらえず、保育活動に十分参加できていなかったりする実態もあります。このような日本の状況に対して、2022年の国連障害者の権利に関する委員会の勧告では、障害のある子どもが一般保育制度を完全に享受できるよう、法改正も含めて改善するよう求めています。「ともに育つ」ことは障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても「権利」であり、共生社会の実現に向けた第一歩として重要です。そこで本研究は、全ての子どもがともに過ごし、育ち合うインクルーシブ保育を実現するために、その実態を明らかにするとともに、先進事例や海外の取り組みを参考に、ミクロ、メゾ、マクロの視点で整理し、国等に提言を行うことを目的としました。

研究の実施体制はスライドの通りです。社会福祉法人麦の子会の事務局に加え、柏女座長の下、計13名の様々

な分野の委員と1名のオブザーバーにご協力いただき、実施しました。本研究は、4つの調査から構成されています。1つ目はインクルーシブ保育等に関する文献調査、2つ目は全国の保育所・認定こども園を対象にインクルーシブ保育の実態を明らかにする質問紙調査、3つ目はインクルーシブ保育を実践している園に対するヒアリング調査、4つ目はインクルージョンが進んでいるとされるイタリアとスウェーデンの海外視察調査です。これらの結果からインクルーシブ保育の推進のための論点を整理し、提言につなげることにしました。

まず文献調査の結果概要です。2022年の国連障害者の権利に関する委員会の総括所見では、「日本は全ての障害のある児童の完全な社会抱擁の権利を認識するために、既存の法律を見直し、他の児童との平等を基礎として、障害のある児童が幼少期から一般の保育制度を完全に享受することを確保するため、ユニバーサルデザインおよび合理的配慮を含む全ての必要な措置を実施すること」が勧告されました。現場においてはICFモデルの浸透がされておらず、ユニバーサルデザイン（基礎的環境整備）と個別の合理的配慮の具体的取り組みが共有されていないこと、またそもそも「インクルーシブ保育」という用語が初めて公的に使用されたのは、2020年に子ども家庭庁が発出した保育所と児童発達支援の併設にかかる基準緩和通知です。現在「インクルーシブ保育」の公的定義はなく、現場では「インクルーシブ保育」が障害者保育や統合保育と混同されていることも少なくありません。また、障害児専門の療育の場のほうが発達（できること）が促進されるといった能力主義的な評価観に

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

基づく理解も広がっています。そのため本研究を進めるにあたり、まず以下の通り「インクルーシブ保育」の操作的定義を行いました（「インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子どもと一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くもの」）。

この定義において、「インクルーシブ保育」の構成要素として4点整理しました。1つ目は障害のある子どもだけでなく障害のない子どもや国籍、性別、性的指向に関係なく全ての子どもを対象としていること、2つ目は違いのある子どもがともに育ち合う保育であること、3つ目は全ての子どもがともに過ごし、育ち合える環境づくりであること、4つ目は最終到達は共生社会の実現であり、それに向けた基盤を築くものであること、を押さえておきたいと思います。

続いて質問紙調査の結果概要についてご報告します。調査方法は全国保育協議会、全国保育士会、全国認定子ども園協会、私立保育園連盟に依頼し、加盟園のうち565園からWEBまたはメールにて回答を得ました。インクルーシブの推進については96.4%が重要と感じており、また障害のある子どもとない子どもがともに過ごすことについても92.4%が必要と感じていました。一方で「障害のある子どもを含む、特別な配慮を要する子どもの保育体制が整っている」と回答したのは44.1%で、半数にも達していませんでした。インクルーシブ保育の推進の重要性として、「一人ひとりの保育を考えるきっかけになる」が62.0%と最も高く、また園全体の取り組みとしては、「全ての子どもが安心して生活や遊び込める環境を作る」が71.5%という結果でした。

障害のある子どもや配慮が必要な子どもは、回答のあった園の91.3%に在籍しており、1園あたりの障害のある子どもの割合は5%未満が29.6%と最も多かったです。7.5%以上在籍する園も17.9%存在していました。障害のある子どもは発達障害が最も多く79.1%の園に、知的障害は51.9%の園に、医療的ケア児は6.8%の園に在籍していました。外国ルーツのある子どもは61.8%の園に、養育環境などを理由に家庭支援が必要な子どもは51.5%の園に在籍しており、現場では障害以外の配慮児

への対応も求められている実態が明らかになりました。

児童発達支援を利用している子どもは93.2%の園に存在しており、並行利用の広がりも明らかになりました。気になる園児を児童発達支援につなげようとした理由として「子ども自身の肯定感の向上」のほか「困りごとの軽減、二次障害の予防」をあげる一方で、「園での対応に限界があるため」と回答とした園も35.9%あり、ここでも体制の不備や知識、技能の不足が示唆されました。

受け入れできなかったことがあると回答した園は46.1%であり、その理由としては「職人体制の不足」が33.5%と最も高く、次いで「障害の種別や重さ、設備不備」でした。相談をしている外部機関は、児童発達支援事業所が60.5%と最も高く、外部機関に相談したいこととして、子どもへの関わり方のほか、保護者に関することもあげられていました。「子どもが楽しんでいる様子を見て、保護者が安心している」と感じる園は78.9%と高い一方で、「保護者同士の関係の深まり」は18.2%でした。「他の子どもとの違いが目立ち、保護者が不安を感じてしまう」と感じている園も44.0%あり、保護者支援の困難さと重要性が示唆されました。

インクルーシブ保育のメリットは「多様性を理解し、思いやる力が育つ」といった子どもの育ちに関するだけでなく、実は「園や保育者の質の向上に寄与する」ということも示唆されました。一方で日々の課題として、「日常業務の忙しさで専門性を高める時間の確保ができない」、「環境整備や加配保育士の確保が困難」といった切実な問題も明らかになりました。また、「小学校入学以降の厳しい現実への心配」などの理想と現実との葛藤が生じているも分かりました。

これらの質問紙調査の結果から、課題をミクロ、メゾの視点で整理しました。「ミクロ」の視点は、保育現場や子どもとの直接的関係のレベルでの視点であり、課題としては、子ども一人ひとりのニーズを把握しきれないことや、特性に応じた専門性を学ぶ機会の不足、子ども同士の関係づくりの難しさ、保護者との関係づくりの難しさ、業務量の多さ、保育者への精神的負担へのサポートの必要性、子ども観や保育観の変革に追いついていけないことなどがあげられました。「メゾ」の視点は、保育施設や組織の運営、地域との連携のレベルの視点です。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

バリアフリーなど施設環境の整備が進んでいないことや、チーム支援の難しさ、就学先との連携の不足、保育士等の雇用の不安定さ、ピアサポートを含む家族支援の困難さ、児童発達支援などとの連携の困難さ、外部専門機関からのアウトリーチの量と質の不足などがあげられました。

次にヒアリング調査の結果概要です。調査方法は「インクルーシブ保育に積極的に取り組んでいる」と検討会または事務局から推薦があった保育所及び認定こども園に対して、訪問による視察またはオンラインでの聞き取りを行いました。訪問ヒアリングは5園に対して行い、内訳は児童発達支援を併設している2園、独自の園内特別支援学級を設置している1園、自由保育や異年齢児保育を基盤にしている1園、地域に根差した包括的支援を行っている1園です。スライド11は福井県勝山市にあります、しろきこども園です。しろきこども園はこれまで障害のあるこどもを積極的に受け入れており、自由保育と異年齢児交流保育を大切にしてきた園です。またモンテッソーリなどの理論も取り入れ、こどもたちが主体的に考え学ぶ保育を大切にしておられます。訪問時は雪が降ったあとだったこともあり、こどもたちが生き生きと雪遊びをしている姿が見られました。また年長児が未満児のお子さんに絵本を読んであげている姿などほのぼのとした風景が広がっていました。絵カードを用いた視覚的な提示やカームダウンスペースの設置など、障害のあるこどもへの特性に応じた環境整備はもちろんですが、こども一人ひとりの思いを聞き、全てのこどもが楽しめる柔軟な遊びの設定やルールの変更なども心がけているということでした。特徴的なのは、毎月全職員を集い、保育内容に関する探究のワークや事例検討などを行っていることです。スライド内の模造紙に書かれたものは、こどものつばやきからこどもの思いを推察したものであり、また10の姿が育つプロセスを園のこどもたちの姿を通して確認したりするなど、保育の質の向上に真摯に取り組んでおられました。このようなワークや事例検討会等を通して、チーム保育を体現していく取り組みやインクルーシブ保育の実践に深くつながっているものと推測されました。

ヒアリング対象園に共通するポイントとして、1つ目

は障害のあるこどもなどを含む全てのこどもが大切であるというインクルーシブ保育の基本理念を確立し、実践していること、2つ目はこどもの視点でユニバーサルな保育環境を構成するとともに、個別のニーズに合わせた環境や柔軟性のある保育を行っていること、3つ目は保護者と日々の連携し、サポートをしていること、4つ目はチーム保育の実践、5つ目は園内研修や事例検討など、園独自の研鑽を行っていること、6つ目は地域との連携に加え、地域全体を対象として子育て支援や地域づくりに貢献していることです。後ほどインクルージョンの先進国と言われる国の海外視察報告をしますが、日本においてもインクルーシブ保育の素晴らしい実践があり、今後インクルーシブ保育を日本において全国展開するためにはこのような実践を積み上げ、体系化し、共有化していく必要があることが示唆されました。

続いて、海外視察調査の結果概要を報告します。調査方法は、インクルージョンが進んでいると言われているイタリアおよびスウェーデンを訪問し、園の視察および行政職員、園長と意見交換をいたしました。イタリアは1970年以降法律を制定し、それらに基づき障害のあるこどもは地域の学校に通うことを原則としてきた長い歴史があります。特別支援学級は廃止され、特別支援学校もわずかしかなかったり、99.6%のこどもが地域とともに教育を受けています。イタリアでは全てのこどもの多様性を受け入れ、必要に応じて配慮されることが当たり前であり、こどもの権利をベースにした価値観が根付いていることが伺えました。このスライド12-13は就学前施設におけるインクルーシブの体系を示したものです。インクルージョンクラスの定員は約20名で、教師のほか補助職員、特別支援教育に関する専門性を有する支援教員、子どもの生活を支える専門職のエducatorが配置され、チーム支援体制が整えられています。障害の認定は地域保健機構や国立社会保険機構などが連携して行うとともに、支援計画などの作成の役割を担っています。市の行政には教育学を専攻した経歴を持った、レジーヨ・エミリア教育の中でも重要な役割を担うペダゴジスタが配属され、理論を実践に落とし込んだり、実践から理論を洗練させたりしています。また、スーパービジョンなどを行う教育コーディネーターなども配置され、頻

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

回に就学前施設と連携を取り合うなど、教育の質に行政が強く関与するシステムが確認できました。

スライド 14 の写真はボローニャ市の小学校の様子です。公園に隣接する自然豊かな小学校です。視覚的に分かりやすい環境設定のほか、落ち着いたこどもの机の上には噛んだり握ったりすることを保障する個別の感覚グッズが置かれていたり、また授業場面では障害のある子どもを自発的にサポートすることもたちの自然な姿を見ることができました。またボローニャ市では様々な市民プロジェクトが立ち上げられており、保育や教育活動に演劇や音楽体験、心理運動活動、インクルージョンなどを取り入れようとする試みが行われております。大学のほか地域の市民も参加して就学前の保育・教育の質の向上に関わろうとする文化が根付いていることが伺えました。

続いてスウェーデンについてです。スウェーデンでは就学前段階はインクルージョンを原則とする一方で、義務教育以降は障害や特性に応じた適応学校、これは特別支援学校と同様のものですが、存続されています。ただ適応学校は障害のない子どもたちが通う基礎学校と同一敷地内に設置されており、これは「場の統合」と呼ばれています。スウェーデンは移民政策を行った影響もあり、障害のある子どもよりも外国ルーツの子どもが多い地域も存在しています。スウェーデンでは、インクルージョンは民主主義の土台を成すものであり、また違いは多様性を学ぶ資源であるという認識に立ち、ゆえに他言語、他文化を尊重するといった価値観が、特にプレスクールにおいて重視されていました。スライド 16 は多文化理解を通したインクルージョンのあり方を示しています。言語には遊び、学び、民主主義、発達の 4 つの重要な役割があり、1 日の活動を通した実践が重要であるとされています。プレスクールでは多文化理解、第 1 言語と第 2 言語を発達させる権利の尊重、自然に絵本と親しめる環境の提供、保護者の積極的な関与を大切にしており、これらの取り組みがインクルージョンの実現につながっていると推測されました。写真はイエテボリのプレスクールの様子です。イエテボリのプレスクールには広大な屋外遊戯場が確保されており、雪が降っても必ず毎日外遊びをするため、どの園にも長靴乾燥機が設置されている

ということでした。アートのための部屋が整備されているほか、玄関に入ったところには絵本が飾られている図書スペースがあり、また園内の所々に絵本が置かれているなど、絵本に親しみやすい環境づくりが行われていました。また多言語で表記されている絵カードやスケジュールの視覚的提示など、ユニバーサルな環境が徹底されているという印象でした。

海外視察からインクルーシブ保育の実現のために必要と考えられる取り組みについて整理しました。1 つ目は政策としてインクルージョンを原則としていることです。国がインクルージョン推進の方向性を明確にし、根拠としての法整備もしっかり行われていることです。2 つ目はインクルージョンの社会的価値観が浸透していることです。インクルージョンはこどもの権利の尊重に留まらず、民主主義の土台を成す考えのもと、小さいころから多様性を尊重する価値観が社会的土壌として時間をかけて展開され、浸透しているということです。3 つ目は基礎自治体がインクルージョンを含む保育の質の向上に責任を持ち、イニシアチブを発揮して多彩なプロジェクトやプログラムに積極的に取り組んでいることです。4 つ目は現場の園長に裁量権が付与されていて、人事やクラス編成、運営などについて権限と責任を持ち、主体的に行政や専門機関と連携して保育の質の向上に取り組んでいることです。5 つ目は専門機関との連携や園内外の多職種と連携して、チーム支援を実践していることです。6 つ目は保育者や教育者の資質向上について継続教育やトレーニング、スーパーバイズなどの枠組みがしっかり整備されていることです。これらのポイントは「マクロ」の視点で国や自治体等が取り組むべき道標になるものと考えられます。

以上 4 つの調査結果から、日本におけるインクルーシブ保育の推進に向けての課題について整理しました。インクルージョンの理念が確立されておらず、社会的理解の啓発も不十分であること、保育施策と障害児支援の制度が分断されており、インクルージョン推進の行政責任が不明確であること、物的・人的な整備はこれからインクルーシブ保育の展開に合わせて改善する必要があること、保護者や家族への支援をしっかりとインクルーシブ推進の中に位置づけていくこと、人材育成や専門性の確保

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

などが挙げられます。課題ばかりではなくて、ヒアリング調査からは日本においても海外に引けを取らない素晴らしい実践があり、それらの強みも生かしていく必要があると考えられます。

最後に、総合考察などを踏まえてわが国におけるインクルーシブ保育の推進について、政策提言を行いたいと思います。1 つ目は、共生社会やこどもまんなか社会の実現を目指すスタートアップとして、インクルーシブ保育を早期に実現することが望まれます。そのためには、国は就学前においてはインクルーシブ保育を原則とする方針を明確に打ち出す事が重要で、その際、インクルーシブ保育の定義化をしっかりと行い、その理念と内容（構成要素など）について広く周知させる必要があります。法や基準の改正のほか保育指針やガイドラインなどへの明記も不可欠です。また、現行の障害児支援制度と子ども・子育て支援制度との分断を解消し、制度上一元化することによりインクルーシブ保育の実現が実効的になると考えます。具体的には旧通所施設の流れを汲む障害児限定の生活の場を原則廃止するとともに、逆に障害児通所支援に障害のないこどもも通えるようにすること（認定こども園等への統合を含む）、各施策で規定されているアウトリーチ型支援の整理・統合などの検討が望まれます。

2 つ目は、インクルーシブ保育の適切な実施に向けて、適切な環境や柔軟な仕組みの整備を行うことです。具体的には「障害児保育」から「インクルーシブ保育」へ概念や理念の転換を図っていくこと、障害のあるこどもの保育については能力主義から人権モデルへの転換を図ること、ともに育ち合うことの価値観や権利に基づくこども観、障害観をじっくり時間をかけて浸透させていくこと、現在、保育分野では「保育の質の向上」に向けた取り組みが検討されていますが、その中にインクルーシブ保育を明確に位置付けること、クラスサイズの縮小化やチーム支援ができる職員体制、コーディネーターの配置などの基準の見直しも必要と考えます。また、児童発達支援センターなどが地域支援の中核機能をしっかりと発揮していくことも重要で、児童発達支援センターには後々インクルーシブを進めていくセンターとしての位置づけを明確にしていくことも考えられます。あわせて全

てのこどものためのインクルーシブ保育の好事例を収集し、発信を続けていく仕組みも必要です。このように、国が強いリーダーシップを発揮し、こどもまんなか社会の一丁目一番地としてインクルーシブ保育を進めていただきたいと思います。

スライド 21 はインクルーシブ保育の実現に向けて、これまで報告してきたものを、横軸に「ミクロ」「メゾ」「マクロ」レベルでの取り組みを、縦軸に「短期」「中期」の時系列での取り組みに整理したものです。この提言が提言だけで終わることなく、こども家庭庁と深くつながりながら、またインクルージョン推進に賛同する保育園、認定こども園、障害児通所支援事業所の関係者や関係団体とともに歩調を合わせながら、継続的に発信し続けていきたいと考えています。

最後に、柏女座長をはじめ、貴重な意見をいただいた研究会委員やオブザーバーの皆様、調査協力をいただいた園の皆様、ポローニヤやイエテボリの市職員、園の皆様さまに感謝申し上げますとともに、今回研究助成をいただきました日本財団様に感謝を申し上げまして、研究報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

子どもの保育における インクルージョン推進に向けた 調査研究の実施

助成：公益財団法人 日本財団

第7回FLECフォーラム クロージングシンポジウム
2025年3月16日（日）
事務局長 光真坊 浩史

Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

文献等調査結果

インクルーシブ保育は人権・尊厳を守るため
国連障害者権利委員会の統括所見（2022.10）では、日本は既存の法律を見直し、障害のある子どもが一般の保育制度を完全に享受できるように、ユニバーサルデザイン（基礎的環境整備）と合理的配慮の指図が必要と指摘

インクルーシブ保育の概念や理念の理解は不十分
我が国には、「インクルーシブ保育」の定義がなく、理念や背景が共有されていない（障害児保育や統合保育との混同、障害児専用の支援のほうが、より良く育つという能力主義的な理解など）
「インクルーシブ保育」という用語は、保育所に児童発達支援の併設、兼務や交流を推進するための基準緩和通知（2022）で初めて使用

インクルーシブ保育の進めるうえでの障壁が存在
障害児の受入園及び児童数は増加しているが、入園拒否も未だ存在
受入拒否の理由は、人員不足、物理的環境の問題、専門性のなさ、関係機関との連携不足、制度的制約、自治体の支援不足など

本研究におけるインクルーシブ保育の操作的定義
「インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子どもが一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くもの」

研究の目的：なぜインクルーシブ保育は必要なのか

問題の所存
多様な子どもたちが共に過ごすことは、**育つ権利（子どもの権利）**
障害をそのままに受入れることは**尊厳を守ること（人権モデル）**
日本は、学齢期・障害程度等による分級教育制度が維持
就学前：児童発達支援センターの整備強化で分離が維持・進行
→共に過ごす経験が剥夺され、差別の維持・助長につながる
国連の勧告（2022）でも、一般保育制度の完全享受について指摘
日本は、**共生社会の実現**を掲げているが、明確な規定・ルール（法、定義等）や方向性がないため、自治体や園の自助努力に任されているのが現状
これらの課題を解決するためには、乳幼児期の段階において多様性を尊重される**「共生の場」（インクルーシブ保育）が重要**であり、これを強く進めようとするためには、政策や法制度の改革が不可欠である

研究の目的
障害の有無にかかわらず全ての子どもがともに過ごし育ち合う「インクルーシブ保育」を実現するために、実態を明らかにするとともに先進事例や海外の取組等を参考に、ミクロ・メゾ・マクロに整理して政策提言を行う

質問紙調査結果

全国保育協議会・保育士会、認定こども園連絡協議会・全国私立保育連盟を通じて依頼
WEはまたはメールにて回答・回答数165園

インクルーシブ保育を進めようとするか
96.4%（とても必要、ある程度必要）

障害のある子どもと、ない子どもが共に過ごすことは必要か
92.5%（とても必要、ある程度必要）

障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの保育体制はどの程度整っていますか
44.1%（十分に整っている）

インクルーシブ保育を進めようとする重要性

- 一人一人に合わせた保育を考えるきっかけとなる 62.0%
- 障害のある子どもと、ない子どもが共に成長する機会が増える 50.1%
- 共生社会の実現のために必要な経験を幼児期から積むことができる 41.8%
- 社会の多様性の理解を深める 38.0%

園全体で取り組んでいること

- すべての子どもが安心して生活でき、遊びこめる環境を作る 71.5%
- 個別に関わるための職員を配置する 58.9%
- 保育者を孤立させないように、チームで保育をする 54.8%
- どの子どもにも関わりが不十分にならないようにする 51.0%

研究の実施体制

名前	所属
座長：柏女 翠峰	湘南大学総合福祉学部 特任教授
高森 一秀	学校法人まゆみ学園 理事長
北川 聡子	社会福祉法人まの会 理事長
村松 幹子	社会福祉法人東洋福祉会 たかくさ保育園 園長/全国保育士会会長
藤井 康弘	一般社団法人共生社会推進プラットフォーム 理事長
高橋 優之	(株)日本総合研究所 特任研究員
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
小野 尚郎	おのクリニック 院長
田中 栄室	社会福祉法人六学園 業務執行理事/日本知的障害者福祉協会政策委員
松井 剛夫	香川大学教育学部 准教授
米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター長
内田 治代	社会福祉法人興望館 特別支援教育コーディネーター
村木 厚子	全国社会福祉協議会 会長（オブザーバー）

質問紙調査結果

障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの在園の有無
91.3%（在園している）

児童発達支援を利用している子ども
93.2%（在園している）

1園あたりの障害のある子どもの割合

- 0%を越え2.5%未満 22.8%
- 2.5%以上5%未満 29.6%
- 5%以上7.5%未満 14.7%
- 7.5%以上 17.9%

自閉スペクトラム症・ADHDを含む発達障害 79.1%

知的障害 51.9%

聴覚・言語の障害 26.7%

肢体不自由 14.3%

病弱・難病 8.9%

医療的ケア 6.8%

内部障害 5.4%

視覚障害 4.3%

外部ルーツの子ども 61.8%

養育環境などの理由で家庭支援が必要な子ども 51.5%

繋げようとした理由（継続）

- 子どもの自信や自己肯定感を高めるため 51.2%
- 園での集団生活の困りを軽減させるため 47.7%
- 家庭などでの保護者の困りを軽減させるため 45.2%
- 園での対応には限界があるため 35.9%
- 子どもの二次的な問題への発展を防ぐため 32.9%

研究の構成

保育現場・子ども・家族との直接的関係：ミクロの視点
行政・政策：マクロの視点
地域との連携：メゾの視点
社会的環境：マクロの視点

文献調査
・インクルーシブ保育の経緯
・インクルーシブ保育の定義化
・インクルージョン推進の要素抽出

質問紙調査
・インクルーシブ保育の実態把握
・インクルーシブ保育の促進要因、阻害要因の検討等

ヒアリング調査
・インクルーシブ保育の実践の収集
・インクルーシブ保育推進の要因分析等

海外視察調査
・イタリヤ及びスウェーデンのインクルーシブ保育の実践
・インクルーシブ保育の推進策の収集

インクルーシブ保育の推進のための論点を整理

- 社会的理解と啓発
- 制度面や行政との連携
- 物的・人的環境の整備
- 家族支援・保護者支援
- 人材の確保と専門性の向上
- 就学前との連携や長期的な見直し

質問紙調査結果

「受け入れできなかったことがある」
46.1%（受け入れできなかった）
44.2%（ことはない）

外部機関に相談したいこと

- 子どもの困りに合わせた関わり方 72.7%
- 障害の特性と支援方法について 69.4%
- 子どもの発達や子どもの姿について 60.1%
- 発達に心配な子どもの保護者への伝え方 54.3%
- 家庭支援（保護者支援）について 45.9%

相談している機関

- 児童発達支援の施設 60.5%
- 保護センター 33.7%
- 子ども家庭支援センター 29.5%
- 医療機関 21.9%
- 市区町村内の障害担当部署 18.8%

職員数が足りないなど体制不足により受け入れできなかった 33.5%

障害種別や障害の重さにより受け入れできなかった 21.3%

障害に合わせた設備不足により受け入れできなかった 10.5%

巡回相談の利点

- 日々の悩みを振り返り、子どもへの関わりを確認したり見直したりできる 72.5%
- 子どもの困りごとの理由が明確になり保育に活かせる 70.9%
- 悩みや困りごとを相談することで職員の間でつながる 65.2%

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」

※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

質問紙調査結果

障害のある子どもの保護者にとって
※保護者の回答ではなく、園が感じていること

良かったこと

- 78.9% 子どもの生活を楽しんでいる姿を見て安心した(不安や心配が軽減された)
- 43.8% 保護者の子育てへの不安が相らした
- 18.2% 保護者同士の関係性が深まり、支え合う姿が増えた

課題感

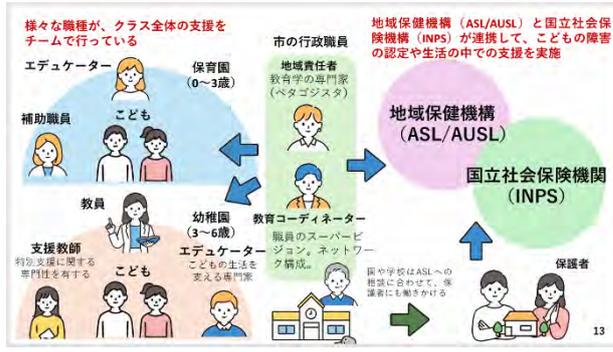
- 44.0% 他の子どもとの違いが目立ち、保護者が不安を感じてしまうことがある
- 14.7% 保護者が他の保護者と適切な関係が築けず、結果として孤立してしまうことがある

○インクルーシブ保育の良さ(自由記述より)

- 「他者を思いやる心、道徳的育成」「多様な人間関係から学び合いを得る」「子ども同士が異なる背景を持つことで、自然と多様性を意識し、共感する力が養われる」
- 「一人ひとりの子どもを丁寧に接することが、結局は全体の児童の質を高める」「保護者が多様な子どもたちと接する中で、専門的な知識や対応力が自然と身につく」

○日常の課題感(自由記述より)

- 「日常業務に追われて研修・勉強の機会が確保できない」「専門性を高める時間がほしい」「実態どういった方がいいか方法がわからない」「研修や公開保育など模範事例の共有をもっとほしい」
- 「十分な設備がない(特設なスペース、クールダウンスペース、ホールなど)」「前記認定・補助制度の限界」「年度途中で障害者が再入所しても人員が確保できない」「現状の加配制度では対応できない」
- 「それぞれに応じた対応を行うには、さらに専門性や人的リソースが必要になり、保育士への負担感が大きくなる」「幼児期にはある程度実践できても、小中学校に進学した段階に厳しい現実と直面」



質問紙調査結果(課題整理-抜粋)

保育現場・子どもとの直接的関係: ミクロの視点

子ども一人ひとりのニーズを把握しきれない: 多様な背景がある子どもをじっくりとみる余裕がない。特性に応じた専門性の学びの機会不足: 子ども一人一人にあわせた関わりには学びの機会が必要。子ども同士の関係づくりの難しさ: 多様な背景の子どもとの遊びと学びをつくる難しさがある。保護者との関係性作り: 保護者との関わりを合わせた情報共有や相談体制の工夫が必要。業務量の多さ: 人員不足・外部機関からの後方支援の不足から、園にかかる業務負担が大きい。保護者の精神的サポート: 精神的負担への保護者のメンタルサポートやチーム支援が必要。子ども観・保育観の変革が追い付いていない: 多様性を育む革新的な取り組みが不足している。

保育施設・組織運営・地域との連携: メゾの視点

施設環境: クールダウンスペースやバリアフリー設備などの整備が進まず、受け入れが困難な場合がある。チームでの連携の難しさ: 保育者が協働していくことで、子ども一人一人に合わせた保育ができる。就学先との連携不足: 就学先と情報の引き継ぎがうまくいかないことがある。職員の雇用の不安定さ: 職員の交代や非正規雇用の偏りが、専門性の蓄積や障害児への個別対応を妨げている。家族支援と地域コミュニティのつながりの薄さ: 保護者が障害児に過度な負担を抱えたり、保護者同士の情報共有やピアサポートの場が不十分で、孤立傾向に繋がっている。児童発達支援との連携の難しさ: 児童発達支援の施設との方針の違いや情報共有不足が、支援の一貫性や子どもの生活リズムに影響を及ぼしている。保育所等訪問支援や巡回相談の頻度と質の不足: 外部機関の後方支援の不足がある。

海外視察調査: イタリア(ボローニャ市)

様々なプロジェクトを通して、子どもの多様な育ちを支えている

Viale Stenio Polisci 1 (フォルトゥツィ小学校)を支えている

ボローニャ市での市民プロジェクト

- 「0-3歳 TEATRO (演劇)」(幼児教育における音楽体験の促進)
- 「AGLO」(心算遊戯活動・フェルビーニアの歴史・習俗の学習)
- 「Logosプロジェクト」
- 「すべての人のための街(Una città di tutte e di tutti)」など多数

ヒアリング調査

インクルーシブ保育に積極的に取り組む保育所又は認定こども園を訪問してWebによる聞き取り

「全ての子どもが大切」という視点: インクルーシブ保育の理念の確立と実践

子どもの視点、ユニバーサルな保育環境

- 子ども視点で行事の見直し、動線確保、保育環境の見直し、子どもが自ら気づき・考え行動する保育、配慮は環境と関わりの中で検討)

柔軟性のある保育

- 異年齢保育、自由保育、子どもの声や考えを全ての子どもが楽しめる遊びやルール変換、一人ひとりのペースや個性・特性に合わせた生活リズム、視覚提示等の工夫等)

保護者との日々の連携、卒園保護者によるピアサポート等

チーム保育(調整で丁寧な情報共有、児童発達支援(併設含む)との連携、協働・共用)

園内研修(保育の費等)や事例検討の積み重ねによる研鑽、地域との繋がりが...など

日本にもインクルーシブ保育の素晴らしい実践がある

海外視察調査: スウェーデン

「言語と文化は子どものアイデンティティ形成に不可欠である」

フレンドルでは、スクウェーデン語だけでなく、子どもたちの母国語も大切にしています。園の生活の中で、多文化の理解を深め、子どもが母国語とスクウェーデン語の両方を発達させるための環境が整えられている。

義務教育段階のインクルージョン

88.0%

インクルージョンの理解

- 子どもの権利(人権)の尊重
- 民主主義の土壌(一人の意見を尊重、地域を築く市民)
- 違いは多様性を学ぶ富
- 子どもは信頼・信用(学び取る力がある存在)
- 家族の参加の重要性

経緯

- 移民の増加と対応(移民政策としての措置)
- 保護者から教育機関のEDUCAREへの要望
- 「フレンドル」から全ての教育機関にインクルージョンの徹底
- クラスサイズは22名まで: 活動等は状況に応じてさらにサイズを小さくして行う
- 教員比率は、20:3
- 多文化・多言語に対応する補助者を配置
- 「入学前のオリエンテーション」では、①入学前の基本的な待望とタスク、②園とオドドイデンを規定
- SOKA: 言語と知識、芸術活動も重視
- 外国ループの子どもは多い地域も
- 外国ループ以外の差を埋めるための対応
- 専門職からの後方支援も、常にアップデート

海外視察調査: イタリア

1977年と1992年の法律に基づき、障害のある子どもは地域の学校に通うことが原則となり、特別支援学校は廃止され、特別支援学校もわずかしかない。視察を行ったボローニャ市では就学前においてはほぼ100%の子どもがともに過ごしている。後援で過ごすことが本人の健康を害さない場合などを除いて

義務教育段階のインクルージョン

99.6%

インクルージョンの理解

- 「アイデンティティ、自尊心、多文化性を育む」
- 子どもの権利: すべての子どもの多様性を受け入れ、必要に応じた配慮
- 子ども中心の教育観、好奇心、探究心、創造性を育む教育、遊びを中心とした教育

経緯

- 社会的な平等や人権への深い関心と、多様性を尊重
- 1970年代からインクルーシブ教育が進められ、一般のクラスで共に学ぶことが標準化
- クラスサイズは20名(通常は25名程度)
- 教員比率は、クラスあたり教員1、補助教員2~3、教育士1~数名、状況でアシスタントも
- 市に教育コーディネーター、専任専門職
- 「授業のための準備」などに配慮
- 「身体と認知の発達」「言語・コミュニケーションの発達」「感情と社会的性の発達」「動機力と表現の発達」を重視、芸術教育も重視

質の向上

- スタッフの不足と専門性の不足
- 予算と財政負担(環境の未整備や教材費)
- 地域格差、労働環境(過剰労働、社会的地位等)、家族連携や支援の不足

スウェーデン: 多文化理解を通じたインクルージョン

言葉の多様な役割と実践

- 言葉は「遊び」「学び」「民主主義」「発達」の4つの重要な役割を持つものであり、これは単なる理論ではなく、日々の実践に基づくもの。
- フレンドルでは、子どもの社会的・文化的背景を考慮し、一日の活動を通じて言葉や学びの場を提供している。特に教師がそばにいて、子どもたちの学びがより深く支えられている。

多文化理解

第一母国語と第二言語

図書館との連携

園内図書館の設置

保護者との協力

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」

※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

海外視察調査：スウェーデン

ユニバーサルな支援・早期の支援を基礎としたインクルージョンの実現

すべての子どもが利用しやすい学習環境で学べるようにする。

- ・ 小児保健サービス、福祉サービス、その他の医療提供者との緊密な連携

インクルーシブ保育の実現に向けたロードマップ

障害児保育からインクルーシブ保育を目指す

短期	中長期	最終目標
<p>インクルーシブ保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの遊びと活動の工夫 ・ 子どもの声に基づく主体性を大切に ・ 追加はみんなのために ・ 環境整備：物的・人的環境の工夫 ・ 関係機関とのスムーズな連携 ・ 保護者との連携・家族支援 ・ 保育者の対応力向上、職員研修 ・ コーディネーターや専門職の配置 	<p>障害児保育からインクルーシブ保育を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速で丁寧な職員間の情報共有 ・ 組織運営とチーム保育の強化 ・ 互いに助け合う組織風土 ・ 専門職との連携の工夫 ・ 地域支援の活用・連携 	<p>行政・政策、社会的環境：マクロの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ保育の実施の方針 ・ 方針、要件の確立 ・ 人材、専任の配置と配置の視点 ・ 人材不足・体制整備等への対策 ・ 児童発達支援センターの中核機能 ・ 専門機関による専門的後方支援 ・ 児童発達支援センターによる質の高い支援の実現を促進 ・ 自治体のインシアチブの発揮等 ・ 保育の質向上の自治体責任の明示 ・ スーパーバイス・研修の連携 ・ 保育と障害児支援の制度一元化 ・ 制度の枠組、基準の統一・改善 ・ 継続する専門的施策の確保 ・ 障害のある子どものみでの生活の場の見直し・廃止
<p>そのための、政策の実現と行政のインシアチブの発揮、子どもや園のニーズに即した関係機関による後方支援の強化</p>		
<p>最終目標 同じ場で共に育ち合うことの原則化</p>		

海外視察調査：海外の視察からみえること

- 政策としてのインクルージョンの原則**
 - ・ 保育・教育におけるインクルージョン推進の法的規定（方針の明確化）
 - ・ 財源及び人材（役割、資格、研修体制等）の保障
- インクルージョンの社会的価値観の浸透**
 - ・ インクルージョンは民主主義の土台をなすものという根拠・理念
 - ・ 社会全体で多様性を受け入れることの推進、能力主義からの脱却
 - ・ ICFの生活モデル、社会モデル、人権モデルの正しい理解と実現
- 基礎自治体によるインクルージョンを含む保育の質の責任**
 - ・ 自治体によるインシアチブの発揮（認定～支援計画・加配、研修、PJ等）
- 園による自治と責任**
 - ・ 園長への裁量権付与と保育の質の向上に関する責任（行政と協働等）
- 複数の専門スタッフによるチームアプローチ**
 - ・ 遊び中心の保育、言語教育等、PEIによる日常保育の中での特性配慮支援
 - ・ 教員、教育士、特別支援コーディネーター等多職種が連携するチーム保育
- 継続教育・専門性向上の取り組み**
 - ・ 専門機関による専門トレーニング、継続的な研修や資格維持プログラム等

総合考察：日本におけるインクルーシブ保育推進に向けた課題整理

- 社会的理解と啓発：インクルージョンの理念が確立されていない**
 - ・ 育つ権利や障害・特性を多様性、尊厳と捉える人権意識の社会的風土の構築
- 制度面や行政との連携：制度の分断や行政責任の不明確さ**
 - ・ 制度の分断・役割により、行政責任の所在の不明確さや、類似施策の存在による複雑さの解消
 - ・ 支援内容、加配の判断といった支援プロセスの基準の明確化 ※現在は基礎自治体に任されている
- 物的・人的環境の整備：障害や特性に配慮した保育環境の未整備**
 - ・ 安全・安心の場になるような環境や、少人数又は一人で過ごせる空間の確保などの基礎的環境整備
 - ・ 一人ひとりの子どもの声を聴き、全ての子どもが楽しめる保育の取組の必要性
- 保護者・家族支援**
 - ・ 個別支援計画（個別の指導計画）や保育内容への保護者の関与・参画の必要性
 - ・ 同じ悩みを持つ保護者との交流（ピアサポート）を充実や、悩みや不安を率直に話せる場の構築
- 人材の確保と専門性の課題**
 - ・ 障害のある子どもへの配慮や保護者支援を含むインクルーシブ保育の幅広い研修機会の強化
 - ・ コーディネーター役を担う中堅・リーダー層の育成の必要性
 - ・ 保育者が安心して働き続けられる地位や処遇への改善
- 就学先との連携や長期的な見通しをもてなす**
 - ・ インクルーシブ教育は進んでいるとはいえない（分断教育の進行）
 - ・ 就学前から学齢期までを見通した支援の連携体制の構築が必要

一方で、海外の取組と同様の素晴らしい実践が日本に存在している

提言案：子どもたちの未来に向けて

共に育つ権利を制約しない共生社会の実現を目指すためのスタートアップとしての「インクルーシブ保育」の実施

すべての子どもが同じ場所で共に育ち合うことを原則とする方針の明示

- ・ 共に育ち合うことへの権利に基づく価値観、理念の確立、方針の決定
- ・ 障害のある子どもの人権モデルに基づく価値観の定着
- ・ 「障害児保育」から**すべての子どものWell-being**のための「インクルーシブ保育」へ

障害児施策と子ども・子育て支援の制度分断を解消

- ・ 障害児支援と子ども・子育て支援との融合（制度の一元化）
- ・ 障害児支援における障害のある子どもの生活の場の見直し・廃止

発達ニーズに的確に応える環境や支援を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備

インクルーシブ保育の好事例の蓄積と後方支援の強化

- ・ 障害のある子どもを含むすべての子どもが楽しめる保育実践の収集・発信・後方支援
- ・ 障害のある子どもを含む支援が必要な子どもの環境、配慮実践の収集・発信・後方支援

インクルーシブ保育など障害児の共生生活を支える中核機関の創設

- ・ (リ)ハビリテーションを中心とした特定領域に特化した発達支援（4治療モデル）から保健・生活の中での総合的な発達支援（人権モデル）へ

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

シンポジスト発表

古渡 一秀

(学校法人まゆみ学園 理事長)



皆さんこんにちは。FLECフォーラムのシンポジウムに登壇の機会をいただきましたこと、ここにお集まりの参加の皆様、そして大変素晴らしい諸先生方とインクルーシブ保育についての思いを伝える機会をいただいたことに、皆様に感謝申し上げます。私は、福島県二本松市において幼保連携型認定こども園を3施設運営しています、学校法人まゆみ学園理事長の古渡と申します。どうぞよろしく申し上げます。

今回のインクルーシブ保育としての幼保連携型認定こども園と児童発達支援事業所を併設した施設は、3年前の移転に伴い新しくなった幼保連携型認定こども園まゆみの実践報告となります。5年前になりますけれども、移転以前から旧園舎において併設の取り組みを行っていましたが、移転後の幼保連携型認定こども園まゆみに併設した施設として、令和4年4月からスタートいたしました。全てのこどもの最善の利益と言われますが、私は障害のあるこども、障害のないこどもが共に過ごすこどもの生活を中心とした保育を実現することが、全てのこどもの最善の利益と考え、現在運営をしております。

これは昨年度インクルーシブの調査研究班の皆さんが当施設の調査でまとめられた報告書です。これは先程のPDFのほうに入っていると思います。調査報告には1から6までの調査項目があり、この中で、私たちが運営する上で試行錯誤しながら、特に大切にしていることは、心地の良い保育、居心地の良い環境です。障害があるこども、障害のないこども、そして子育て中の地域の親子、又働く職員にとっても居心地の良い環境として、心地の良い保育を大切にしています。

ここからは報告書とクロスするテーマもありますので、そこを踏まえてお話ししたいと思います。はじめに、なぜ児童発達支援事業所を認定こども園に併設することになったかのお話をします。認定こども園、保育所、幼稚園等において集団活動に参加しながらいない子、着替えや食事、排せつなどに不器用さがある子など、同年齢で行う活動への参加が難しい園児は以前からいました。実は14年前の2011年、3.11東日本大震災と福島原発事故から3年後、少し落ち着いた頃に、新入園児の3歳児や満3歳児の入園の姿がかなり変わっていました。2歳児から進級した園児よりも家庭保育から入園してくる1号の満3歳児、年少のこどもたち、約15人の幼児の姿でした。この子たちが全ておむつをしていたというのが変化に気付いたはじまりです。生活する中で落ち着きがない子、クラスに馴染めない子など、様々な困り感のあるこどもが増えました。また当時の在園のこどもたちの育ちの“ずれ”も感じるようになりました。そしてこどもの発達に不安を感じる保護者や、園児への具体的な保育の支援方法が分からないといった保育現場の相談もかなり増えました。もちろんそのあと、保育内容や行事など約4年から5年ほどいろいろな工夫をしました。しかし震災前の当園の保育の姿とは、かなり“ずれ”があった、というのが今回の児童発達支援事業所を併設した1つのきっかけになりました。

このときに、特性のあるこどもたちも踏まえて在園のこどもたちが、なぜこんなに“育ちのずれ”が生じたのかということ、まず自分の園のこどもたちについて検証を行いました。その中で、児童発達支援の障害があるお子

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

さんに対する保育も、もしかすると「一緒だよ」と気付いたのがはじまりでした。その「一緒だよ」も、最初は児童発達支援事業としてどうするかは全然考えていなかったです。ところが、全てのこどもの育ちを理解していくと、障害のあるお子さんも「同じ」ということも分かり、であれば、生まれ、育ちの“ずれ”ているお子さんとか、そこにも応用できるよね、というのが併設を考えたのはじまりでした。ですから、障害のあるこどもと一緒に生活できる保育を目指しましょう、というのがこの形のインクルーシブ保育の最初のきっかけになります。

私たちが保育の観点で大切にしているのは、幼児教育の観点から、障害や特性のあるこどもの幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿です。もちろん障害のないこどもの10の姿もあるんですけども、障害や特性のあるお子さんも10の姿があるということを考えることによって、保育教諭も、また児童発達支援の職員も共通のイメージを持って関わることが出来ると考えています。

これは当施設の配置図ですけども、玄関は1カ所です。右上のところはマーブルハウスなんですけれども、マーブル利用の子がどこの部屋に行っても大丈夫です。この下が子育て支援センターになり、共有ホール、その隣にはこども園の乳児室0歳1歳2歳と幼児3歳、遊戯ホール、4歳、5歳の部屋があります。導線は全てどこからでも行けるようになっていました。今まではこれが、施設や事業ごとに区切られていたんですけども、私は認定こども園に関わる全てのこども、大人の導線をクロスすることで、全てを分けない設計を考えました。こども園も児童のこどもも分断しないで自由に施設を動けるというテーマで、ここの施設を設計しています。

次は当施設の職員配置についてお話します。認定こども園まゆみの職員体制は、こども園部、児童発達支援部、子育て支援センター部の合計29名で行っています。また認定こども園まゆみの在園数は120名です。うち併設して児童発達支援事業所・マーブルハウスの利用児は9名。そして各施設から利用している子は19名です。今回マーブルハウスの職員の中に作業療法士、臨床心理士の先生や、専門性を持った職員が配置されています。

毎日行われるミーティング、実はここが大事なテーマになるのかなと思っています。もちろん保育のデイリーで

もあるんですけども、このブルーのラインは全て職員のデイリーです。毎日行われるミーティング、特に朝のミーティングで、1日の保育等の最終確認を行います。そして年齢ごとの保育の流れ、児童発達支援事業の個別指導並びに各保育での利用児の確認、これを朝のうちに確定します。そして午後2時頃に各部門のミーティング。ミーティングでは、本日の保育の振り返りを行います。保育の中でのこどもたちの姿や児発利用児の姿などが話し合われ、明日の保育につなげるミーティングになっています。そしてその後、5時までに翌日の保育計画を出すようにしています。実は朝のミーティングというのは、前日の夕方までに出してもらった計画を、朝、もう1回最終確認するようになっていました。ですからミーティングにおける毎日のPDCAサイクルを行っているという形になっています。

これはマーブルハウスの部屋の配置図ですけども、実際の面積は認可定員15人の大きさになっています。小さいのですが、児童発達支援事業所としては多機能化していると思っています。まず左から多目的トイレがありまして、ここは重身のお子さんでも対応でき、シャワールームも奥にあります。施設に入ると、観察室、防音室、観察室には、マジックミラーがあり、防音室は聴覚障害のお子さんにも対応してあげたいという気持ちがあったものですから設置しました。また、個別の指導室、静養室、児童訓練室というかたちで、そこからこども園、子育て支援センターにも自由に行けるようになっていました。次はこどもの様子についてお話します。ここに映っているおさんは児発利用児です。特に左の、本を見ているおさんの話をさせていただきます。これは先日、東北大学の資料館に遊びに行った時のものです。そこにはアンモナイトとか恐竜の化石とか、たくさんの展示物がありまして、こどもたちは園に戻ってきたら、鉱物の発見をやろうなんて言っていましたから、ライトで照らして探していたり、この子は本の中で鉱物を一生懸命探していたりしています。こうやって、遊びは体験を通してできるんだ、ということがここではっきり分かると思います。この右側は、

ちょうどお月見会だったんですけども、この子たちも児発利用児です。他の園児全員の前ではじめの言葉を言

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

って、ちょっと照れてはいるのですが自信をつけていく。そういう大事な場面だなと思っています。

次は、遊びのテーマにもよるのですが、集団保育の中で、児発利用児と一緒に関わったり、子育て支援センターに遊びに来ているこどもたちと遊んだりしている様子です。これは、当園は、かなりの広さがあるんですけども、本当に自由にのびのびと遊んでいますので、どこに対象者がいるのか本当に混ざって遊んでいる姿というのは、多分専門の方が見ても分からないぐらい自由で分け隔てない環境です。保護者との懇談会とか、あと研修会もかなり園内ではやらせていただいております。そういう中で、保護者にも理解していただき、われわれ職員も理解し、そして地域のいろいろな専門家と一緒にになりながら、子どものための考え方を整理しているということです。

ここは先程の課長たちのお話のところとクロスする話になると思いますが、児童発達事業所を併設するにあたって課題になったのが、こどもの生活の分断をどう止めようかな、ということでした。お互いの情報共有がしっかりして、そのこどものための仕組みを確立しているのであれば、並行通園であったりとか、または加配があったりとかでいいと思うのですが、当施設の場合職員数が非常に少ないのです。ですから、逆に、職員数が少ないからこそ、みんなで子どもたちをどう見ていったらいいんだろうかということで考えたのがこちらの仕組みになります。基本的には先程から話がありますように、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基本としながら、こども園のこどもの10の姿をどうするか。そして児発のほうも、その子における総合的な計画は立てるんですけども、そのこどもにとっての10の姿を、こども園の担当者と児発担当者、そして調整をかける職員で、その子どもの育ちの筋道の中でお互いが理解した方向性を作るとというのが基本になっています。そういう意味では職員間のインテグレーションをどう作っていくかという、そういう問題で関わってきました。

ここまでの考え方を理念的に考えてみたとき、まゆみ学園が創造するインクルーシブ保育というのは、実は孤立から共感の社会へ行くことなんだろうな、という大きなビジョンで考えています。地域の子どもと保護者のために包括的に、一体的に、一貫的に対応するという、認定

こども園の姿って本来そうであろうと思ってはいるんですけども、そこを基本としながら、3つのキーワードを基本として運営を考えています。1つは、先程も出ていますが、「インテグレーション」ということで、統合すること。いろいろなものを統合しながら、子どもたちのために仕組みを作ること。そして「インタラクション」ということで、一方通行にならないようにするという。これは先程の毎日のミーティングの中でありますように、いろいろな会議でPDCAサイクルをきちんと回せるというのも、この話になるのかなと思います。そして先程北川理事長のお話にあった「インクルージョン」ということ、この3つを柱として考えています。

インクルーシブ保育は障害のあるこどももいないこどももともに学び、ともに育つことができること。最初から分けずに包み込もうとすればこの図のようになると思うんですね。分ける必要がないのだから、というふうに考えてみると、これがインクルーシブなのかと思っております。障害のあるこどもも障害のないこどもも、共にこどもの生活を中心とした保育とは、全てのこどもの保護者への養護の援助であり、インクルーシブ保育は様々な課題を統合するこどもたちのための新たな保育保障なのではないかと私は考えています。そういうわけで、こどものための保育保障という観点の中で今後進めばいいなと思っております。私の発表は以上です。ご清聴ありがとうございました。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」

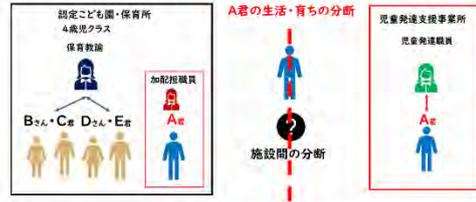
※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

障がい児（特性のある子ども）その他の園児も、それぞれの力を発揮しながら共に居心地の良い保育生活を営む



今までの就学前施設（認定こども園・保育所）と児童発達支援事業所との課題

認定こども園・保育所において、障がい児には、加配保育士を配置することで対応してきた。しかし、担当保育士の障がい児に対する理解・スキルはかなりのばらつきがあり、障がい児（以下、「A児」という）だけの見守りになってしまい、クラス担任は、その対応にしながらのクラス運営をせざるおえないのが現状である。
また児童発達支援事業所に通所しているA児の療育の様子や支援の状況が、所属の園と十分に情報共有されないままとなっている。その状況下で、児童発達支援事業と所属の園の行き来は、A児にとって、生活の分断であり、安心した居場所づくりが難しい。障がい児に対する専門性と幼児教育・保育の専門性の機能が融合する必要がある。



集団保育における療育担当職員の支援

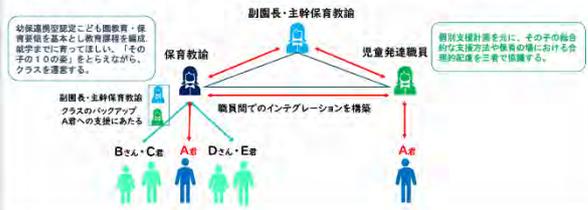


支援センターに來園した親子と共に遊ぶ発達支援利用児



認定こども園まゆみの一体的・一貫的保育（インクルーシブ的な考え方）

A児は、4歳児・年中クラスに年齢別の支援を必要としている。週に2日、こども園内に併設されている児童発達支援事業所にて療育を受け、それ以外の保育時間は、こども園4歳児クラスで過ごす。
A児の個別支援計画を元に、こども園4歳児担任・児童発達支援の職員・副園長・主幹保育教諭で情報共有しながら、就学までに育てほしい「A児の「10の姿」」をとりえ、クラスにて様々な保育活動を実施。クラス運営は、担当保育教諭を中心に行うが、A児の支援に、児童発達支援の職員・副園長・主幹保育教諭がバックアップしていく。また、障がいのある無に関わらず（A児からE児）こども園の一体的な環境の中で一人一人の主体的な保育活動を展開する。



こども園での環境を通して共に遊ぶ発達支援利用児



まゆみ学園が創造するインクルーシブ保育「孤立から共感の社会へ」

「認定こども園まゆみ」は、地域の子どもと保護者のために包括的に一体的・一貫的に対応する新たな認定こども園として、3つのキーワードを基本として運営

インテグレーション インタラクション インクルージョン



「インクルーシブ保育」「障がいのある子ども無いうちも共に学び、共に育つこと」ができること、最初から分けずに包みこもうという概念。障がいや病弱（あるいは他の事情）をもち子どもでも幼児教育・保育から排除されることなく共に育ち学びあえる子どもの権利として保障するものとする。

保護者懇談会や発達・障がいについての保護者と職員の勉強会
ペアレントトレーニング・療育整体研修会等



クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

シンポジスト発表

米山 明

(全国心身障害児福祉財団

全国療育相談センター センター長)



私のほうは障害児支援の立場からお話をさせていただきます。私は今、所属が全国心身障害児福祉財団で、いろいろな身体障害、あるいは発達障害、あるいは知的障害などの団体さんが入っていらっしゃる財団の中のクリニックで、もともと40年近く医療的ケア児も含む重症心身障害、それから知的障害、そして今話題になっています発達障害の診療を続けております、小児科医です。よろしくお願ひします。

1 つは、今回のテーマであるインクルーシブ保育ということなんですけれども、ご存知のように国連の勧告、皆さんの配布資料にはございませんが、国連の2022年10月の政府報告に対する総括所見に対する勧告が出て、24条の教育という場面で委員会のほうから、いわゆるインクルーシブ教育がまだ日本は浸透してなくて、むしろ特別支援教育がずっと続いていて、特に知的障害、心身障害などの支援を必要とする児童が通常の学級での教育利用をしにくくしているということ。それから通常の学校で特別支援学級があること等が言われて、インクルーシブの教育が進んでいない、そこを進めるように、という勧告を受けていることは報道でも話題になっていたかと思ひます。

法律の話になってしまいますけれども、障害者基本法が平成23年8月に改正されたとき、教育の中で16条でインクルーシブ教育ということはしっかり明記されていたんですね。ですけれども、まだまだ進んでいないということがあります。

そしてもう1つは、こどものいわゆる療育ということ、あとインクルーシブ保育に関連する乳幼児ですね。幼児のほうを見てみますと、障害者基本法の17条に療育というのが平成23年にはじめて新設されたんですね。そこで

は障害のあるこどもが可能な限り、その身近な場所において療育その他の関連する支援を受けられるための必要な施策を講じなければならないということで、先程の16条の教育のほうでは、インクルーシブ教育ということが明記されていたんですけれども、ここではインクルーシブ保育ということは実はまだ今の基本法でも書かれていないんですね。一方で、今こども家庭庁になりましたけれど、その前の厚生労働省の障害保健福祉ですかね、そちらのほうでは平成26年7月の今後の障害児支援のあり方というところで、インクルージョンの推進、合理的配慮ということを明記して、かつその中でこどもの最善の利益保障と家族支援の重視ということがしっかり明記されていて、そこが本当にインクルーシブという中で、縦横連携はとても大事なんですけど、そういったことが言われて、ちょうどこれで今10年経ったところなんですね。そういう意味で、いろいろな政策が10年ぐらいつと浸透してくるなというのが私の肌感覚でもあるところではあります。

一方で世界を見ると、障害の分類というところだと、ICIDHという国際障害分類からICF、医療モデルから社会モデルというところでICFになり、Child Youth、こどものバージョンが2007年にできたわけですが、さらに今まさにこども家庭庁、こどもまんなかでということで、人権モデルということにどんどん変わってきていると思ひます。そういったところで変わってきているところなんですけれども、国連の勧告で先程より手前の障害のある児童の7条の17のところ、委員会はというところで、1つは日本の母子保健制度、1、6、3歳、それから今度から予算化されている5歳児健診とか、そのシステムって多分世界一だと思ひますけれども、一方でそ

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

の早期発見とかりハビリテーションの制度が、いわゆる医学モデルというかたちで社会的障壁隔離を導いている。インクルージョンを妨げているということが懸念として勧告されています。

さらに次の項目の中で、他の児童との平等を基礎として、障害のある児童が幼少期から一般の保育制度を完全に享受することを確保するために、ユニバーサルデザインと合理的配慮を含む全ての必要な措置を実施すること、という勧告が出ています。これは先程研究調査の、光真坊さんのほうからもまとめにあったところではあります。実態として見たとき、医療的ケア児支援法は令和3年に成立し、翌年施行されているわけですけれども、医療的ケア児支援法はよりインクルーシブな、ということはどうぞん先行して進んでいると思うんですけれども、医療的ケア児を見てみますと、いわゆる幼児さんが一番多いんですね。人工呼吸器療法のこどもたちなど、2万人くらい全国で医療的ケアが必要なこどもたちがいるんですけれども、人工呼吸器療法を必要とする児童が10年で2倍ぐらいになって、実はそこが幼児さんが一番多いという統計も出ています。そこが今後、進めていかなければいけませんし、医療的ケア児法の中でいうと、保育所、幼稚園のほうでもこれを進めていくということは、国のほうで予算化がどんどん進んでいるところだと思います。インクルージョンということを、先にこども家庭庁の課長のほうからお話ありますが、そこを進めていくという方向性はあると思います。

医療の立場ということで考えると、もちろん保育園でも当たり前ですけど、こどもの命の安全はベースにあるわけですね。そこと心身の健康を維持する、その上でいろいろな遊びや学び、外出、出会い、そういったところでこどもが成長、発達していくということであると思います。本来、私も小児科医ですので、こどもの育ちということから見たら、保育園の中で分離ということではなくて、こどもの育ちを支援するというのは、インクルージョン、もっと基本のところでは、みんなで育てるということであると思います。

差別解消法のところで、おさらいにみたいになりますが、先程古渡先生もおっしゃいましたが、1つは

環境提供で、私も保育園巡回をさせていただいて、障害児に優しい環境、あるいは支援、これは大人もそうですけれども、それはまさに定型発達していることとか大人にとっても優しい環境支援である。まさにユニバーサルデザインだなというところで、そこを進めていかなきゃいけないなというところですよ。

それと、私が内閣府の障害政策委員会のメンバーでもあるのですが、前委員長の石川准先生がおっしゃったのは、合理的配慮というの Reasonable Accommodation ということなんですけれども、Reasonable Consideration みたいな、気遣いとか心配りではなくて、合理的な環境調整と読み替えてください、ということをおっしゃられたんですが、本当にそうだなと思って、合理的配慮というものを今後も提供を進めていかなければいけないなと思っています。

そして、今話題になっている発達障害について言うと、通常学級の中で8.8%というデータが文部科学省のほうから出ております。さらに特別支援教育、通級のこども達も全部含めて6.3%が特別支援教育を受けているというデータで、こどもが減っているにも関わらず10年で2倍くらい利用が増えているというところで、インクルーシブ教育からは、見方によってはかけ離れているというところではあると思います。一方幼児さんについて言うと、今年度から予算化され始めている5歳児健診は、ちょっと古いデータですけれども、大体9%前後ぐらい、鳥取県で調査をしているんですけれども、そのぐらい出ています。先程の保育の中でも、診断がついてないお子さんは、1割というところで見ると、当たり前にいるわけですね。それで3歳児健診だと50%は実は通過しているんですね。ですから、診断がつかないということもたちで、発達の特性を持っているこどもたちが、保育園で結構大変というような相談を受けることもあるんですけれども、それはその通りだなと思います。先程の調査報告でもありましたけれども、発達障害のこどもたちを一般の保育園で見ているという割合が出ましたけれども、そういったところでまだ診断がついていないこどもたちも当たり前前に保育園で見ているわけですので、そういう意味でインクルージョンというのは、先程も申しましたけれども、当たり前だなという感覚であります。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

一方で、FLECフォーラムの発起人に一応私も連ねているんですけども、社会的養育のこどもたちって、里親さんについても、あるいは児童養護施設についても、先程の発達障害なんかだけを抽出してみますと、大体里親さんでも通常が知的障害が3%ぐらいと考えると、10%、3倍ぐらい多いですし、そのほかの発達障害も3倍から4倍ぐらいということ、ケアニーズの高いこどもが増加しているということが言われていますけれども、そういったところは児童養護施設の中で当たり前インクルーシブに生活をしているわけですよね。そういったところがあるなと思っています。

一方で障害児入所施設、私も長く関わってきましたけれども、障害児入所施設でも40%を超えて、被虐のお子さんたちが入所されているんですね。そういったところで言うと、ウェルビーイングの保障ということで、より良好な家庭的環境の提供も、もちろんこどもの意見表明ということも、意見形成を進めていくということが求められていると思います。

これは先程のこども家庭庁の課長からもありましたけれども、支援ニーズの高い児童への支援の充実。それから家族支援とともにインクルージョンの推進ということが言われています。児童発達支援ガイドラインの中でも、発達支援の中でインクルージョンを推進していく、あとこどもの意見表明、意見形成の支援をしていくということも明記されていますけれども、私たち障害児支援の側としますと、これも課長からありましたけれども、障害児支援の立場からインクルージョンを進めていかなければいけないなということで、障害児支援からも保育のほうにインクルージョンを進めていくということにぜひ連携して、協力していきたいなと思っています。

最後になりますけれども、障害とか、あるいは困難のあるこども、ないこども、その家族を身近な地域でみんなで支えるという、まさに共生社会の実現ということで私も協力していきたいと思っていますし、みんなで進めていければいいなと思っています。日本の格言で、子は宝なりとありますけど、みんなで支えてこどもの育ちを支援していけるといいなと思っています。以上になります。ご清聴ありがとうございました。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」
 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

第7回FLECフォーラム
 クロージングシンポジウム
「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」
 2025.3.16

全国心身障害児福祉財団
 全国療育相談センター
 米山 明

インクルーシブ教育の推進

52.(続き)

(a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)を受ける権利があることを認識すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、真の高い障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)に関する国家の行動計画を採択すること。

(b) 全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての適学拒否が認められないことを確保するための「排拒否」承認及び承認を拒絶すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。

(c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)を確保するために合理的配慮を確保すること。

(d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。

(e) 点字、「イーザーード」、聾(ろう)児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を確保し、障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)環境における聾(ろう)文化を推進し、盲聾(ろう)児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。

(f) 大学入学試験及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定すること。

障害者基本法改定(H23.8.5公布)

(教育) (インクルーシブ教育の推進)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

障害者基本法改定(H23.8.5公布)

(療育) 第十七条 (H23 新設)

国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限り、その身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

【参考】「療育の理念」

たとえ肢体に不自由なところもあるも、次の社会を担って我が国の将来を決しなければならない児童たちに、曇りのない魂と希望をもたせ、その天翼をのばさせなければならない。それには児童を一人格として尊重しながら、先づ不自由な箇処の克服につとめ、その個性と能力とに応じて育成し、以って彼等が将来自主的に社会の一員としての責任を果たすことが出来るように、吾人は全力を傾盡しなければならない。

高木憲次 博士「療育の理念」より

インクルーシブ教育の推進

国連障害者権利に関する委員会 第一回政府報告に関する幾箇所見より抜粋
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>

教育(第24条) 51.委員会は、以下を懸念する

(a) 医療に基づき評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が継続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。

(b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごすことが出来ないとした、2022年に発出された政府の通知。

(c) 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。

(d) 通常教育の教員の障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)に関する技術の欠如及び否定的な態度。

(e) 聾(ろう)児童に対する手話教育、盲聾(ろう)児童に対する障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)を含め、通常教育における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。CRPD/C/JPN/CO/11 14

(f) 大学入学試験及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

今後の障害児支援の在り方について 障害児支援の在り方に関する検討会 平成26年7月16日
 ～「発達支援」が必要な子どもとの交わり方があるべきか～ (報告書 米山一部改定)

基本理念

- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包摂を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障 → 家族支援の重視

発達支援(療育)

地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

相談支援の推進 支援に関する情報の共有化 児童相談所等との連携 支援者の専門性の向上等

インクルーシブ教育の推進

52.障害者を包摂する教育(インクルーシブ教育)に対する権利に関する一般的意見 第4号(2016年)及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。

医療に基づき評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が継続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。

障害児(疑いのある児)への支援

ICIDC から ICF(-CY) (2007)へ さらに人権モデルへ
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0327-5k.htm>

1 国際障害分類(International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps:ICIDH)ICIDHは、2001年WHO 国際疾病分類(ICD)の補助分類として発表されたもの 3つのレベル分類

①機能障害(impairment) 医療 生活・社会モデル

②能力障害(disability) 医療 生活・社会モデル

③社会的不利(handicap) 医療 生活・社会モデル

人権モデル

2 国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health:ICF)は、身体・個人・社会の3つの視点から、健康状態に個人に関連する領域を、**心身機能・身体構造、活動、参加**に系統的に分類しており、個人の生活機能、障害および健康について記録するのに役立つものである。1500項目に分類。生活機能(functioning)が、心身機能・構造(body functions and structures)、活動(activities)、参加(participation)の包括用語として、**活動制限(activity limitation)、参加制約(participation restriction)**の包括用語として用いられている。全ての構成概念と相互作用する**背景因子(contextual factors)**として、**環境因子(environmental factors)**と**個人因子(personal factors)**を挙げている。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

シンポジスト発表

高辻 千恵

(大妻女子大学家政学部児童学科 准教授)



ありがとうございます。ご紹介いただきました大妻女子大学の高辻と申します。私は普段保育士の養成に関わっておりますので、本日はメゾ、あるいはマクロのレベルの話になるかと思っておりますけれども、保育においてベースとして大事にしていること、それを踏まえながら今回のテーマであるインクルーシブをどう現場の実践の中で実現していくのか。それを支える保育者の専門性ということを中心に、現状と課題を踏まえて今後の取り組みについてお話させていただきたいと思っております。

先程、栗原課長からもありましたけれども、保育において大事にしていることというのは、保育所保育指針という、保育内容全体について示したものをベースに、ということが基本となっております。幼保連携型認定こども園においては教育・保育要領、それから幼稚園では教育要領というものがあまして、先程、古渡先生のご発表でも10の姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についてのお話がありましたけれども、こういったものをはじめとして、幼児教育として乳幼児期に育ていきたい子どもたちの目指す方向であるとか、あるいはその方法の考え方などは、それぞれの施設において、制度的には異なりますけれども、共通した考えの下で行われているというかたちになっております。

指針の中で保育の一番ベースとなる部分、ここに挙げたような、一人一人の理解ですとか、発達をしっかり見通す。あるいは子ども相互の関係づくり。そして何よりも遊びを通して、環境を通して、子どもたちはこの時期学んでいく、相互的に育っていくんだということを大事にしているのが、日本の保育の根幹をなす考え方かなと

思います。

日々の保育においては、こどもの理解ということを常に起点にしながら、先程 PDCA という話もありましたけれども、これまでの育ち、あるいはこれからの育ちということをしかりと捉えつつ、計画し、そして柔軟に展開していきながら、またそれを振り返って次に活かしていくというような、常にこどもをどう理解するか、どういうまなざしをもってこどもたちを捉えていくかということを基盤に、保育者たちは保育を行います。その際のこども理解の視点というところでは、こども自身が何を思っている、あるいは何を願っているのかという内面をどう捉えていくのか。それから今育ちつつあること、そしてこども一人一人の良さや可能性に目を向けていこう、ということがこども理解において非常に着目すべき点というかたちで共有されているかなと思っております。

もう1つ、個々のこどもだけではなく、集団とともに生活をする場ということに関して。こども同士の関係性であるとか、それから個と集団ということですね。個人個人、一人一人を丁寧に見ていくことと同時に、集団、全体が今どういう状況にあるのか、あるいは一人一人のこどもと集団が今どういう状況にあるのか。そういったところにも視点を持つのが、保育の専門性の中ではとても特徴的な部分ではないかなと思っております。日常生活を送る場ということで、日々の当たり前の暮らしの中でこどもたちの全体像を捉えていく。生活や遊びにおいて、こどもたちの身の回りの様々な環境、そこには当然人も含まれてきます。人もまた大事な学びの環境であるということですね。こうした考え方の中で保育が行われていま

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

す。

先程の栗原課長のご説明でも引用されていましたけれども、指針の中で、障害のあるお子さんの保育については、計画作成のところでも述べられています。その中で、解説のほうも含めて、一人一人のこどもに対応していくということと共に、やはり「育ち合い」という言葉。こどもたちがともに過ごす意義であるとか、そこでほかのこどもも含めて育てていくんだ、ということがしっかり明記されているのは、今後も大事にしていきたいところと考えております。指針の解説では、プライバシーの保護にも留意しつつ、ほかのこどもの保護者に対しても保育の現場から働きかけていくことで、地域も含めてともに育っていく環境をより広く作っていくことにも触れています。保育は、そういう役割もまた担っているということも言えるのではないかと考えております。

ちょっと長くなりますけれども、こちら指針の解説に示されている、地域や関係機関と保育所がどう連携していくのかという部分の抜粋になります。ここで述べられているのは、青字で書いている部分、互いの専門性を生かしながら、ということですね。保育所はほかの様々な機関とも連携をしていくことが当然求められるのですが、その際、各々が持っている専門性を現場の関係者がそれぞれに活かしていく。そのために、定期的または必要に応じて話し合う機会、対話というものがある1つの核になってくるんじゃないかなということ。こうしたことが指針の解説の中で述べられていて、その上で既存の様々な仕組み、訪問支援ですとか巡回指導などを通じて、地域の児童発達支援センターをはじめとする様々な関係機関と保育所が連携をしていくということについて示されています。

こうした連携がキーワードになってくる、あるいは組織の中においても、同じ職員同士の間でも、1人のこどもをとともに見守っていくというところでは、職員の連携も含まれてきますけれども、その際、仕組みや体制が人的な配置も含めしっかり整えられること。当然そこがまずベースにはありますけれども、そうした仕組みが生きていくためには、現場の実践の中でそれらに携わる人たち同士の関係性であるとか理解の共有といったことが、具体的に必要になってくるのではないかなと思います。

さらにその上で課題となってくるのが、どうしても保育というのは、明示的に今日これをして、そうするとこういう効果が出ますよ、とか、1対1で、あるいは即時的に何か効果が見えてくるような援助だけではなくて、遊びや生活の中で総合的に、環境を通して、というように、もう少し暗黙的に、日頃の先生たちの態度であるとか、こどもに向けるまなざしであるとか、保育の様々な室内外の環境といったような、部分も、非常に大きな要素として入ってくるということがあると思います。

よく言われるのが、保育のねらいや援助は外から見るとどうしても見えにくい部分がある。また現場の先生たちも、その都度いろいろなこどもたちに、その場で即時的に対応していくところでは、直感的に、専門性を踏まえた判断が発揮されているんですけども、なかなか言語化しづらい、それは意識化しづらい部分もあるんじゃないかなと思います。また非常に平易な「遊び」という言葉を使ったりしていますけれども、実はその遊びとか環境という言葉の中に、それぞれの専門性が持っている背景としての、もう少しいろいろな意味が含まれていたりして、難しい専門用語であれば連携の中でお互い理解しようとすると思うんですけども、実はそういった平易な言葉の中にこそ専門性が背景としてあったりもします。そういったところを理解していくためには、専門性に基づく援助をより可視化していくことであるとか、関係者間でしっかり丁寧に対話を重ねていくことが非常に重要になってくるのかなと思います。

これはある保育園の先生から、5歳児のこどもの育ち合いについてお話された言葉を持ってきました。時間の関係もございますので全部は読み上げませんが、下線部を引いたところなどを読んでいただくと、「なんとなく」、とか、「頃合いを見たところで」、とか、あるいは、「塩梅を見つけて」、といった言葉があります。これは障害のあるお子さんについてのエピソードだったんですけども、日々の積み重ねの中でこどもたちが育ち合って、こどもたちが、当該のお子さんとともに関係性の中でやり取りをして、そして譲り合いのようなことがこどもたちの間で見られている、というような話ですね。大人がああだから、こうだから、と説明するよりも、自分の身に感じながら、こどもが実感として、長く一緒

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

にしながら体験の中から自分たちで学んでいく。5歳児ですので、もちろんこれまでの数年の間にこどもたちに対して先生たちの援助もたくさんあったと思うんですけども、この時期になってくるとそうした積み重ねの中で、先生は一步引いたかたちで、こどもたちの育ちを信じて、こどもたち同士のやり取りの中で育っていくというところを見守っている。こうしたことも保育においては非常によく見られるこどもの学びの姿と言えるかと思っています。

そうすると、そういった保育を担う保育者の専門性が大事になってくるわけですが、現在の保育士の養成課程の中で、障害のあるこどもの保育については、保育の内容や方法に関する分野の中に障害児保育という科目がございます。こちらは演習の2単位ということで、大体通年で設けられている科目になりますけれども、この中で基本的な概念ですとか、それから個別の障害ごとの特性ですとか、そういったベースの部分を学びつつ、具体的な援助の内容も幅広く取り上げています。もちろんほかの科目においても、障害のあるこどもの保育について取り上げており、こうした要素が含まれています。

それから、現職の先生の専門性に関しては、キャリアアップ研修というものがございます。こちらは、その研修のガイドラインに設けられている科目です。この中にも障害児保育が位置づけられておりまして、ここでも基本的な大事にしたい概念と、それから障害の特性と、それを踏まえてどのように援助していくか。こうしたプログラムが組み込まれています。先程申し上げたように、こうした養成課程やキャリアアップ研修の中で、専門性を身につけていくわけですが、大事になってくるのはこうした概念とか知識として理解したことをどう実際の現場での実践に反映していくのか。理論と実践を具体的に結び付けるところが大きな課題になってくるのではないかと思います。

先程申し上げたように、どうしても保育の実践には援助のねらいとか、あるいはその効果が見えにくい部分が多分に含まれている。それがあある意味、保育所保育の特徴でもあるわけですが、だからこそ先程の調査報告の中でもありましたように、素晴らしい好事例がたくさんあるということで、そうした事例を元に保育者や関

係者が学び合っていく、具体例を通じてその理念をしっかりと理解していく。そういう学びのプロセスが、こうした研修であるとか、養成課程の段階でもこれからさらに重要になってくるのではないかなと思います。インクルーシブという理念を具体の実践にどう生かしていくのかという意味では、そうした好事例をしっかりと共有しつつ、それを深めていくような学びのかたちが求められるのではないかなと思います。

もう1つ、現場でニーズにしっかりと気がついて適切な支援につないでいくということについてです。障害に限らず、今の保育の現場では多様な支援ニーズを抱えたこどもや家庭が増えているということで、保育者も大変な状況にあるということですが、それを支えるためには個々の専門性ととも、組織のマネージメントであるとか、関係機関と有効な連携をしっかりと進めていくということが欠かせない、と言えるかと思っています。

今後に向けて、というところで、繰り返しになりますが、こうした連携を、「箱」というか、しっかりと仕組みを整えた上で、それが本当にこどもにとって実際の温かい居場所、そして温かい心地の良いつながりを生み出していくものとするためには、その理念が本当に実現される、実践に反映されることが非常に大事になってくると思います。そのためには理論と実践を結ぶ関係者間での学び合いの中で、事例をベースとしながら理解を共有していく。そういう循環的なプロセスが欠かせないと考えております。時間となりましたので私の発表は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」

※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

第7回FLECフォーラムクロージングシンポジウム
「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」

保育の現状と今後に向けて

大妻女子大学 高辻 千恵

【地域や関係機関との連携】（保育所保育指針解説より）
障害のある子どもの保育に当たっては、専門的な知識や経験を有する地域の児童発達支援センター・児童発達支援事業所（以下「児童発達支援センター等」という。）・児童発達支援を行う医療機関などの関係機関と連携し、互いの専門性を生かしながら、子どもの発達に資するよう取り組んでいく必要がある。そのため、保育所と児童発達支援センター等の関係機関が定期的に、又は必要に応じて話し合う機会をもち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認し合うことが大切である。具体的には、児童発達支援センター等の理念や保育内容について理解を深め、支援の計画の内容を保育所における指導計画にも反映させることや、保育所等訪問支援や巡回支援専門員などの活用を通じ、保育を見直すこと等が考えられる。

また、就学する際には、保護者や関係する児童発達支援センター等の関係機関が、子どもの発達について、それまでの経過やその後の見通しについて協議を行う。障害の特性だけでなく、その子どもが抱える生活のしづかさや人との関わり方の難しさなどに応じた、環境面での工夫や援助の配慮など支援のあり方を振り返り、明確化する。これらを踏まえて、就学に向けた支援の資料を作成するなど、保育所や児童発達支援センター等の関係機関で行われてきた支援が就学以降も継続していくよう留意する。

話題

- ・ 保育において大切にされていること
- ・ 保育者の養成・専門性向上
- ・ 保育現場の現状と課題
- ・ 今後の取組において求められること

- ・ 保育所等と児童発達支援センター等が、それぞれの専門性を生かしながら連携していくために、何が求められるのか
→ 仕組みや体制
+ 実践における両者の関係性、理解の共有

専門性に基づく援助の可視化

関係者間の対話

保育のねらいや援助の見えにくさ・言語化のしづかさ
双方が意識していない視点や使っている言葉の違い

この前提が共有されていないと、対話が十分に深まらない

保育において大切にされていること

保育所保育指針(平成29年3月31日 厚生労働省告示第百十七号)

第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則(3)保育の方法(抜粋)

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

ある保育者の語りから

(一番でない気がすまず、いつも先頭をゆずってもらう子どもに対して)もう5歳児になって、「もうそろそろいいよね」という気持ちがある中にもなんとなく発生してんだと思うんですね。預金を見なところ「順番。回って」って言ったんで、「あーん！」って言ったけど、「もう今日は泣いたってダメよ」って。…(略)
(本人も泣いても周りが誘い合わないので)びたっとやめてですね。…(略)
(子どもたちも融通性はあって)「もう絶対順番だから、守らないとダメよ」ではなく、「じゃあもういいんじゃない」「先にいよ」とかっていうこともやってたけど。…
(略) お互いに引き合いながら、「これぐらいはいいかね」というのを。なんかそれも、人間関係の中でうまいこと関わりながらですね、**按察を見つけた**んだらうなって。それから、徐々にですけど、順番に並べるようになったんですね。…(略) 大人があんまり「こうだから、あだから」って説明をするよりも、なんか自分の身に感じながら、「ああ、そうなんだ」って。…(略) ながーく一緒にいながら、本当に体験の中から自分たちで学んでいくというかですね。

- ・ 「子どもの理解」からはじまり、展開する保育
- ・ 「子どもの理解」の視点：
思いと育ち・関係性・良さの可能性
日常のなかで、全体としてとらえること
- ・ 個と集団の両方に目を向けること
- ・ 遊びを通した総合的な学び
環境(人・物・空間・自然・社会)を通して行う保育
→ 自発性・主体性と相互作用の重視

保育士養成課程における科目構成・教授内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の本質・目的 ・ 保育の対象の理解 ・ 保育の内容・方法 ・ 実習、総合演習 	➡	<p>障害児保育(演習・2単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の概念、インクルージョン、合理的配慮 ・ 障害ごとの特性・援助 ・ 指導計画、個別支援計画の作成 ・ 保育実践の内容(生活や遊びの環境、子ども同士の関わり、健康・安全、職員間の連携) ・ 家庭及び自治体・関係機関との連携
---	---	---

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」

※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

保育所保育指針
 第1章総則第3保育の計画及び評価(2)指導計画の作成(抜粋)
 子、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状況に応じて、適切な環境の中で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を共に過ごせるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

<解説の要点>

- 子どもたちが共に過ごす経験の意義
- 一人一人の子どもの発達過程、心身の状態、保育所の生活で考えられる育ちや困難の把握・理解
- 個に応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面を大事にすること
- 職員相互の連携のもと、組織的・計画的に保育を展開すること
- 日常の様子を踏まえて、課題の生じやすい場面や理由を分析し、1〜2週間程度を目安とした具体的な目標の設定とそのための援助を盛り込んだ個別の指導計画の作成
- 子どもについての共通理解のもとでの家庭との連携
- プライバシーの保護に留意した、他の子どもの保護者への働きかけ

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容	研修分野	ねらい	内容
①基礎研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践	④保育士等キャリアアップ研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践
②基礎研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践	⑤保育士等キャリアアップ研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践
③保育士等キャリアアップ研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践	⑥保育士等キャリアアップ研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践
④基礎研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践	⑦保育士等キャリアアップ研修	保育士等が、子どもと関わり、保育の現場で働くための基礎的な知識・技能を習得し、実践力向上を図る。	保育の歴史・理念、保育の役割、保育士等の役割、保育の現場での実践、保育の現場での実践、保育の現場での実践

保育の現場における現状と課題

- 日々の保育において、実際に個々の発達をどのように援助していくか
 - 障害とともに、あるいは関連するニーズに気づき、適切な支援に支援につなげていくには（外国籍等、児童虐待、保護者自身や家庭の課題）
- 保育士等の専門性／組織の体制／地域における連携

今後に向けて

- 連携を支える理解の共有ー理念・目指す方向と互いの専門性
- 「理論」と「実践」を結ぶ関係者間の学びあい

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

シンポジスト発表

松井 剛太

(香川大学教育学部 准教授)



ご紹介いただきました香川大学の松井と申します。今回インクルーシブ保育の質を問うということでタイトルを持ってきました。と申しますのが、政策とか制度の話になりますと、割と量の話が先行しがちで、質の話って後に回されがちなところがあるかなと思っています。ただ最初に北川先生がおっしゃったように、そもそも保育というのがインクルーシブという理念を含んでいるということを見ると、質の話をするのも別に遅くはなくて、十分今までの保育実践を元に、インクルーシブ保育の今後の質を問うという議論もできるんじゃないかなと思っています。そういったところから少し話題提供させていただきたいなと思います。

そういった観点からすると、今回の調査研究において、インクルーシブ保育の定義としてこういったかたちが出たんですが、ここで何が重要になるのかなというのと、一緒に過ごし、育ち合うということをどう捉えるのか、ということではないかなと思います。つまり、保育の形態ということで、全てのこどもが一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態ということに異論はないのですけれども、これって必要条件ではあるけど、十分条件ではないんじゃないかな、と思ったわけです。質ということを問うたときには、一緒に過ごし育ち合うところの解釈の部分、ここをしっかりと考えていくことが重要で、言葉は悪いですけど、いろいろなお子さんがいて、一緒にいるだけで、一緒に過ごし育ち合っていますよ、と言えなくもないというところもあるので、実際そこの中でどんな関わり合いがあって、どんな保育を一緒に受けていて、その中でどういうふうに着合っているのかとい

うその中身を問うことが重要になってくるのではないかなと思っています。

先程、古渡先生がお話いただいたんですけども、いろいろな現場に行かせていただくのですが、すごく保育をインクルーシブにされているな、と思う現場の先生ほど、わざわざインクルーシブ保育をやっていますと言わないというのがあって、大概そういうところの先生がおっしゃるのは、本当にいろいろな子がいて、本当に個性がいっぱいなんです。大変なこともあるけど、とても面白いです。みたいな感じなんです。だからわざわざインクルーシブというのを声高には言わないというところがあるので、恐らくそういった現場は、一緒に過ごし育ち合うところをすごく考えられていると思います。

これは完全に私見なんですけれども、一方でインクルーシブ保育をやっているんですよ、とおっしゃる現場ほど、うーん、と思うところがあったりして。例えばその言葉の端々にちょっと能力主義っぽい言葉が出てくるな、というのを感じたりとか、例えば、うちのこどもたち、グレーゾーンのこどもたちもいっぱいいるんですけども、みたいな話が聞かれたりとか。そもそもグレーゾーンって、定型発達の子が白、障害のあるお子さんが黒、その間だからグレーっていう意味でカテゴリーに分けているという話になるんですけども、そもそもそういう見方をしないということがインクルーシブという話だよな、と思ったりします。あるいは、そのこどもなりの発達があって、とおっしゃるところがあります。これも話の文脈の中でどう捉えるかというところはあるんですけども、なんとなく定型発達のお子さんはここまで発達

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

するけど、そこには及ばないけどその子なりの発達があるんです、という文脈で言われちゃうと、うーん、と思います。そもそもその物差しを変えていくのがインクルーシブなんじゃないかなと思うんですけど、そのこともなり、というのが低く見積もられているみたいな文脈で言われると、ちょっとなんか能力主義が残っているのかな？みたいなことを思ったりします。

あるいはインクルーシブ保育をやっていますというのを、環境の工夫をやっていますということでインクルーシブ保育をやっていますとおっしゃる現場もあったりするんですけど、例えばカームダウンのスペースを用意して、自分の気持ちを整えづらいお子さんのためにそういった場を用意していますというところがあって、ただそれはあくまで場所を用意しているだけであって、そこをどう使うのかというところがインクルーシブかどうかを問われる場面だと思うんです。そのカームダウンのスペースが、そのお子さんにとって落ち着かなくて、集団からちょっと離れる。そこで気持ちが落ち着くというときがあると。だけどそれって全体の場で、ちょっと場違いなことをしてしまうお子さんを連れて行く場所、常にそういった場所として使われてしまうと、それはただ単に全体に適應できない子をいったん連れて行く場所という話になっちゃうので、その子にとってはもしかしたら嫌な場所かもしれないですね。連れていかれて、先生に見られてしまう、みたいな。

そうすると、その場所があるのは別に悪いことではないんですけど、その場所をどう使っているのかというところが問われるんじゃないかと思います。別のその子以外のこどもも使えばいいし、気持ちが整わない場面以外の場所でも使えばいいし、なんなら先生も、イライラするってなったら使ってもいいし、そういう感じでその場所をどう使うかというところまで考えていくと、よりインクルーシブの内容を問うということになるんじゃないかかと思えます。インクルーシブ保育をやっているかどうかという話ではなくて、現在の保育の中でもインクルーシブに向かう要素というのはたくさんあって、その中身を問うということが重要になってくるんじゃないかかと思っています。

実際これはこども家庭庁で今年度行われている調査研

究の中でも、インクルーシブ保育というところがあるんですけども、インクルーシブに向かう保育と捉えたほうがいいんじゃないかなと個人的には思っています。つまり保育というのはそもそもインクルーシブな要素にあふれているもので、それがインクルーシブに向かうか、そうじゃない方向に向かうかというのは、それぞれの園で、その場においても、その年においても結構流動的に変わっていく。だけどインクルーシブに向かうという観点を忘れずに、そういった観点をちょっとずつ押さえながら、徐々にインクルーシブに向かっていくという方向に進めば、それはインクルーシブ保育になっていくんじゃないかなと思っています。

こういった議論って保育の質に関連づけて考えられるんじゃないかなと思います。インクルーシブ保育に限らず、保育の質ということも近年問われているんですけども、これが OECD が出している図になっていて、こういったかたちでいわゆる入れ子構造という中で、それぞれが影響し合いながら、保育の質がどうなのかが問われている、ということです。今回 FLEC フォーラムのという性質もありますし、調査研究ということでも、割と大きい話が多かったかなと思います。それはこの図で言う方向性の質というところがあり、国とか政府が政策に示す方向性の質というところがあります。あるいは構造の質で、国の制度とか法律というのがどうあるのか、というのがあるかなと思います。私が申し上げているのはその中身ということになるので、より下の部分、もっとミクロな部分で教育の理念と実践とか実施運営とか、最後はお子さんに返っていくということが重要になってきて、そこも同時に議論できれば、個人的にはいいなと思って今回話題提供をさせていただいたこととなります。

この中で理念というところが、3 番目に来ております。今後のインクルーシブ保育の中身、質を問うていく中で、考えたい枠組み、理念というところから今からお話しようかなと思います。1 つが人権モデルをどう考えるかということです。先程、米山先生のお話や光真坊先生のお話にも人権モデルということが出てきました。今障害学の分野でも人権モデルということが議論されていて、ただまだ今のところはっきりした定義や解釈が出ていないのが現状になっています。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

この人権モデルはすごく重要なかと思っていて、今までは医学モデルと社会モデルということで、対で考えられてきた部分があって、要は個人に障害があると捉える医学モデルと、そうではなく社会のほう、環境のほうに障害があるんだと捉える社会モデルがあると。今は基本的に社会モデルのほうで、環境をどう変えるか、ベースの環境を変えることでその方の障害、生きづらさを除いていこうというのが基本的な考え方になっています。そこから人権モデルという話になるんですけども、解釈の1つとしてこういうものがありまして、社会モデルというのは社会のどこに障害を生み出す環境があるのかを発見する装置として機能するんだ、という見方。これは割と馴染みがあるかなと思います。では人権モデルは何なのかということですけども、社会モデルを補完する位置づけというのが1つの解釈としてありまして、人権モデルというのは社会モデルによって発見された障壁をどのように除去したらその方の尊厳が保たれるのか？というその方針や方向性を検討するものだ、という捉え方が出されています。

この具体例が適切かどうか分からないのですが、一応言ってみます。例えばこういった工夫、これは車いすの方が段差があって、そこを進みづらい。要はその環境に障害があるわけですよね。そのためにスロープをつけました。それは環境を改善することで、その方の生きづらさ、生きづらさを改善しますという部分があるということです。もちろんこれは正しいことだと思いますし、それによって障害を感じずに生活できるという側面はあると思います。けどもしかししたら一人一人を見ていったときどうなのかと考えると、車いすに乗られている方も様々じゃないですか。となったら、もしかししたらこれをつけられたことによってある人は、ここまで気を使われると自分が情けなくなる、と思う方ももしかししたらいらっしやるかもしれない。

そう考えたら、もしかししたらこの環境の改善はその方の尊厳を考えると、適切なやり方ではなかったのかもしれない、と言えるかもしれません。つまり社会モデルというのを一概に捉えて進めると、もしかししたらそこに合わない方もいらっしやるかもしれないという、その「かもしれない」ということを考えるのがすごく重要で、そ

れを考えることは、要は一人一人をしっかりと見ましようということになっていく。ひいてはその方の人権を大切にすることになっていくんじゃないか、ということです。ここの議論は今後もっと実践に照らして必要になってくるかなと思うんですけども、1つの論点として、人権モデルを今後どう考えるのかというのが1つあるかなと思っています。

保育のほうでは、A child rights-based approach というので、一人一人のこどもというのはそもそも理念として持っていた部分もあるので、このA child というので進められているところがあります。実際保育のほうでも、一人一人の権利だとか、主体性だとか、あとは自己決定だとか、そういうところを大事にしながら進めているところがあって、そこは声、意見ではなくてその子の見ている風景みたいなところで捉えていく、というのが基本はあるかなと思います。

そういった中では大人の側、人的環境として大人の側に求められるまなざしとして、ここで言う共感的、ケアリング的なまなざしみたいなところで、目の前のこども自身が何を願って、何にもがいて、何を越えようとしているのか、というので先生の側が関心を向け続けようとするところがあります。その関心を向け続けるという時間軸を長く捉えて考えていくということが重要になってくるのかなと思います。

最後なんですけれども、インクルージョンの向かう先って何なのかというところで、これはカナダのブリティッシュコロンビア州で用いられている図になります。左のほうから右に行くにつれてインクルージョンになっていくという図なんですけれども、お集まりの先生方にはもう言うまでもないということですけども、インクルージョンのところは右から3番目になっています。その右がダイバーシティというところで、いわゆるマイノリティの方も関係なく、みんな違う色だよ、というところで、それを1つの丸の中で一緒にいるということでインクルージョン、ダイバーシティということです。その先があるんですよね。これをどう捉えるかということなんですけれども、これは一人一人の中にもいろいろな色がありますという話なんです。

つまり、例えば医療的ケアの必要なお子さんがいらっし

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

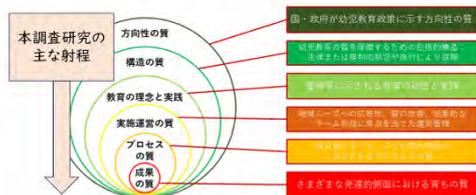
やいます。保育の中に入ります。医療的ケアの必要なお子さんも、ケアが必要な側面もあれば、そうじゃない側面も当然ある。それは全てのお子さんに言えることで、いつもいい子でいられるわけでもないじゃないですか。いい側面もあれば、なんか落ち着かないという側面もあって、といういろいろな側面がその子の中にあるということです。だけど割と人って、そういうふういろいろなところあるよな、と理解していても、なんとなくその子の悪いところに目が行きがちで、この子って結局こうだからね、みたいな感じで、割と簡単に済ませがちなところがあるので、そうじゃなくて、全てのお子さんがいろいろな色があって、このお子さんはこういう側面もあるし、こういう側面もあるな、ということで、まあまあこういう子だよな、みたいなところで穏やかに受け入れていくというのが、今後のインクルージョンの向かう先としてあるのかな、というところで、論点を出して私の話はおしまいにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」
 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

インクルーシブ保育の質を問う社会へ

香川大学 松井剛太

保育の質に関連づけると



OECD (2006) Starting Strong II

本調査研究におけるインクルーシブ保育の定義

- インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子どもが**一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態**であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くもの

保育の形態=前提となる必要条件に過ぎない
 十分条件=「一緒に過ごし、育ち合う」の内容を問う

人権モデル

- 社会モデルは、社会のどこに障害を生み出す環境があるのかを発見する装置として機能する。
- 人権モデルは、社会モデルによって発見された障壁を**どのように除去したら、障害者の尊厳が保たれるのか**、その方針や方向性を検討する。



Lawson, A., & Beckett, A. E. (2020). The social and human rights models of disability: towards a complementarity thesis. The International Journal of Human Rights, 25(2), 348-379. <https://doi.org/10.1080/13642987.2020.1783533>

「インクルーシブ保育をやっています」と言われても

- あふれている能力主義 (エイブリズム) の言葉 グレーゾーン の子ども その子どもなりの 発達
- カムダウンのスペース
場違いな人が使う場所という位置づけ

A child rights-based approach

- 子どもの権利条約 (国連、1990年)
権利主体としての子ども
- 年齢や能力、その他の背景にかかわらず、すべての子どもに保障されている。
- 子どもの権利条約第12条の「意見」は、英語の原文では「Opinion (意見)」ではなく「View (見ること)」
- 子どもたちの感情、信念、思考、ねがいなど、相手とのやりとりを通じて表現する行為を含む

インクルーシブに向かう保育という視点

インクルーシブに向けた保育の実践においては、現在の保育現場において提供されている保育がインクルーシブな状態にあることを複数の観点から確認することが重要である

インクルーシブな保育の状態を確認するための観点

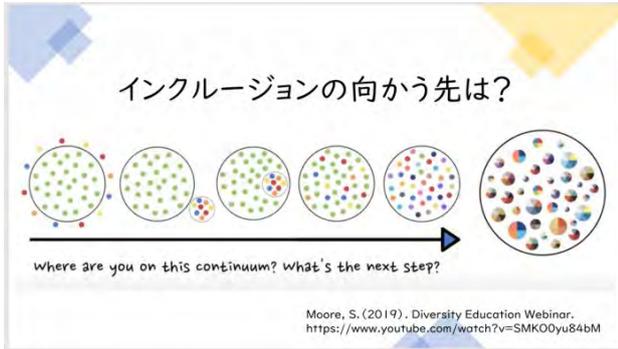


大人に求められるまなざし

- 一方的・評価的なまなざし
- 共感的・ケアリング的なまなざし
- こういうところができているとか、こういうところがいいとか、教師が子どもの能力や態度を計測する見方
- 目の前の子ども自身がいま何を願い、何にもがき、何を越えようとしているのか、と教師が関心を向けつつけようとする見方

【中村麻由子 (2018) 『まなざしの教育学』 溪水社】

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」
※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション



クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

ディスカッション

コーディネーター：柏女 霊峰

助言者：栗原 正明



最後のディスカッションの時間ですけれども、30分というかたちで終わりまでの時間ということになりますので、内容はかなり限られてしまうかなと思いました。そこで、私のほうから独断と偏見で大きく2つの論点を提示させていただきました。ご発題の中には、あるいは調査研究の中にはたくさんの論点、これから検討すべき論点がありますが、ここでは大きく2つに限定させていただければと思います。

1つ目は、この調査研究自体がマイクロレベルの課題、メゾレベルの課題、そしてマクロレベルの課題と捉えていたこともありますので、1つについてはマイクロレベルの課題、あるいはメゾレベルの課題を中心にご意見を頂戴できればと思います。そして2つ目の、いわば制度、これからどういうふうに向かっていったらいいのかという、先程の松井さんのお話では一番大きな円のところにあったものになりますけれども、それについてお話を伺いたいと思っています。そして最後に皆様方から今後に向けてのご意見、決意表明などを頂戴できればと思っています。必要に応じて北川さん、光真坊さんにもご参加いただこうと思っています。

それではそのようなかたちで進めていきますが、まず論点の1ですけれども、保育の現場でのインクルーシブ保育の主役は子どもだということ。これはもうシンポジストのご発題の中にも出てきました。その子ども同士がどのように手をつなぎ、そしてともに育つことができるか。そのためには保育者や他の専門職がチームを組んで、どんな支援を行い、あるいは園全体としてどのような環境を作り出していくことが必要なんだろうか。それぞれのご発題の方の中にそれらは少しずつ含まれておりまし

たけれども、改めてシンポジストの4人の方にこの点についてご意見を簡潔にお伺いできればと思います。1、2分ぐらいでそれぞれお願いをできればと思いますが、ご発題の順で、古渡さんのほうからお願いしてもよろしいでしょうか？

古渡：まず保育者が子どもたちの共通理解を必ずしていかななくてはいけないということなんだろうなと思っています。児童発達支援の専門性、保育の専門性をお互いが納得できるチームづくりが一番大事になってきたような気がします。あと園全体としての環境を作るということもそうなんですけれども、私はやっぱり居心地のいい保育をしたいなと。居心地のいい場、それは全ての子にとってもそうですし、働く人にとってもそうですし、利用する人みんなが居心地がいいというスタイルが、本当にみんなが落ち着ける環境になっていくのではないのかなと思っています。

柏女：ありがとうございます。米山さん、お願いします。

米山：障害児支援というと、専門的な支援というところが求められて、それが保育園の中でどう活用されるかという部分では、今、古渡さんからもありましたけれども、保育士自身も学ぶことですし、それを地域で連携しながら、例えば児童発達支援センターからとか専門家からのアドバイスだとかをもらう。それも学びだと思っています。その中でも、そこが地域連携ってとても大事なと思いますが、ただ一方で、先程から言われているような、健診も医療的ケアもそうですが、医療的ケアはまた別です

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

けど、悪い意味での医学モデル、リハビリテーション療育と言いますか、そういったものが中心ということが、日本だとそういうきらいがあって、そうではなくて、こどもの育ち、生活というのがまずベースにあって、その上にリハビリ的な観点を工夫する、提供するのが大事だという、そういったところはまさに社会モデルの中で子どもをどう育てるかという、その方向性はみんな共通だと思うので、そういった障害児支援の専門性というのを上手い具合に保育のほうに入れていけるような仕組みが、出てきつつあると思うんですけども、そこをぜひ推進していただきたいと思います。以上です。

柏女：ありがとうございます。続きまして高辻さん、お願いいたします。

高辻：今までのお話の中で共通しているなと思うんですけども、子どもを見るまなざしをどう持っていくかというのがすごく大事ななと、お話をいろいろ伺って思ったところなんです。保育の中で振り返りとか省察というのは長年大事にされてきた伝統がありますが、そうした際、先程松井先生のお話にもありましたけれども、1人のお子さんを見ていくときに、その子のできないところとか何か困っているところ、それを丁寧に読み解いて、どうすればその子にとっていいのかな、というのはもちろん大事なのですが、それだけではなくて、せっかく保育の場を生かしていくとなると、その子にとって何が楽しいのかなとか、あるいはほかの子たちがその子と一緒にいることでどんなことが楽しいのかなという、そういう育ちとか楽しんでいる様子をお互い喜び合うような、そういう文化の中で保育が営まれる。振り返りなどの場を通じて、そういった育ちを喜び合うような、そういうやり取りがベースにあるということが大事ではないかなと考えたところなんです。

柏女：ありがとうございます。最後のシンポジストの松井さんのインクルーシブ保育のあり方について、結構感動して伺っていたんですけども、少し敷衍してでも結構ですので、お話いただければと思います。

松井：私は遊びが重要だと思っていまして、遊びの意義を強調してもしすぎることはないなと思います。インクルーシブ保育となってきた場合、割とよくテーマになるのは生活面の課題で、例えばお片付けがどうか、活動の切り替えがどうか、こういうルールになかなか添えないという話が割とあって、それに対してどう対処するか、みたいな話が、いまだにと言ってはあれですけど、現場のほうで話題に上りやすいというところがあります。それを横に置いておいて、どれだけ遊びで楽しくみんなで一緒にいられたかというところを考えていくとすると、遊びを通すと子ども同士ポジティブに関心を向け合うというところがありますし、その中でネガティブなところが見えても、でも一緒に楽しかったしな、というところで、割と見方が変わるところがあるかなと思いますので、遊びの充実という原点に戻るようですけども、そこをもっと強調していいのかなと思っています。

柏女：ありがとうございます。高辻さんに、勝手に差しして申し訳ないんですけども、先程ある保育者の語りからというのがあって、その中で、頃合いを見たとか、なんとなくとか、塩梅を見つけたという表現があって、私も自分が関わっている保育園でケースカンファレンスなんかをやると、そういう言葉が結構出てきているんですよ。そういう場合にそれらを、なかなか難しいということはおっしゃってたんですけども、どう可視化していったらいいのかというのが、制度化を図っていく上では大事なことなのかなと思うんですけども、その辺の示唆は何かございますでしょうか？

高辻：非常に難しいところだとは思いますが、そうした保育者の微細な、こどもたちのちょっとした変化だったり育ちを読み取る部分は、チェックリストや、スケールだけでは捉えきれないところもあると思います。そういったもので客観的に見ていくのも1つ大事だとは思いますが、丁寧に振り返って、お互い気づきを出し合う中で理解が広がっていったり深まったりすることもすごく大事だと思うので、そういった意味で保育者や関係者が丁寧に実践を互いに振り返る機会が保育現場に保障されるということ。それからそこをしっかり深

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

めていくような、そういう文化だったり、あるいはそこをしっかりと支えるようなより専門性の高い人材がいることが非常に大事ではないかなと思っています。

柏女：ありがとうございます。いずれにしてもこの部分については、質とか場で何が起きているのかとか、そういうものを包括的に捉えられるような研究手法とツールとか、それが必要なんじゃないかなと思っているのですが、何かいただけますか？

松井：保育の研究で、教示的無関心という概念があって、あえて教えないというところが、人類学からもともと来ているんですけど、そんな研究も出てきていて、いわゆる見守るアプローチではないですけど、日本らしい保育としてそんなものも言われていたりするので、先生方が専門性として、どういったタイミングであえて教えないということを選択しているのかとか、あえて見守るということをするかというのを分析するのも、今後進められていくところなのかなと思いました。

柏女：そういう研究も進められていると。

松井：はい。保育の分野では進んでいます。

柏女：ありがとうございます。今後にもぜひ期待していきたいなと思います。ありがとうございました。ミクロレベル、メゾレベルではまだまだこれから、現場を中心に、あるいは研究者を中心に活動が展開していくのではないかと思います。2 つ目のテーマとして、今度は制度化に向けてと言いましょうか、先程インクルーシブについての法制化が必要なんじゃないかというご意見もありましたけれども、このインクルーシブ保育を現場で成り立たせるためには、制度としてどのような仕組みが必要とされるのか。特に現在は分離されている保育の現場と児童発達支援の場をどのように一体化させていけばいいのか。あるいはそれぞれ今後どういう方向に向かっていくのか、そのためには何が必要なのか。こうした点についてご意見を頂戴したいと思います。ここでは 4 人のシンポジストのほか、栗原課長、それから北川さん、光

真坊さんのほうから、調査結果や課題提起の中で一種ご提言もいただいておりますけれども、改めてご意見頂戴できればと思っております。それではまた一巡をさせていただきますたいのですが、今度は松井さんのほうからいいですかね。

松井：とても難しい話だろうなと思うんですけども、例えば今回の場合だと、保育とか障害というところで分かれています。例えば保健とか医療とかっていうのも含むと、全部子どもには関わっていると思うので、難しいと思うんですけども、養成の段階から保健とか医療とか障害とか保育とかっていう、今までの枠組みを取っ払って、こどもという共通項でもって、その枝分かれとして保育とか保健とか医療とかっていうのがあるという枠組みの設定をすとか、そういったところで、まずこどもを中心に置いて考えていくというところを、大学にいる立場からするとそういった養成の段階から枠組みも考えられるといいんじゃないかなと思いました。



柏女：ありがとうございます。では高辻先生、お願いします。

高辻：私も松井先生のおっしゃるように、養成の段階や、研修の場で、様々な人材がお互いの持っている専門性を知る機会をもち、認め合う、尊重するような関係を作っていくのは重要ではないかなと思いました。その互いを理解する部分というのが実際には難しく、専門の方が現場に来てくれて色々教えてもらったけれども、さてどうしよう？みたいな。帰ったあとに自分たちの実践にどうやったらそれが上手く生かせるんだろうかというところを自分たちで考えなくてはいけなくて、途方に暮れると

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

ということもあると思うので、関係者が互いに学び合っていくようなやり方も必要かなと思います。

あと、そういうことを支える上では、個々の現場や専門職だけでは動けない部分もあるので、先程の課長からのご説明にもあった、地域で、面で見えていくとか、そういったネットワークをどうコーディネートするかとか、あるいは組織の中でも一人一人の先生の学びをどうマネージメントするかというところで、管理職などに非常に重要な役割が出てくるんじゃないかなと思います。

柏女：では米山さん、お願いいたします。

米山：障害児支援のこれからという中で言うと、栗原課長からも示されていましたけれども、私のポンチ絵でもありました、児童発達支援センターがその地域でより中核になって保育園と連携するということがあります、そこで学び合うこと、多様性の時代で個別で支援が必要で、何が必要かというのが違うというところで、そこは連携した中で学ぶ、情報交換をする、共有する。そういったところはとても大事だなと思います。

さっき言い忘れたのですけれども、医療のことで言うと、これは当たり前ですが、アナフィラキシーショックでエピペンを使うというのは、もう10年以上前になりますかね、小学生がエピペンを持っていながら注射できなくて死亡したということから、注射をするというのは医行為ですけれども、そこは医行為として、ということではなくて、子どもを守るために注射してくださいということで皆さん研修をして、それで皆さん打てるようになって、ということで命を守れるというところ。これは研修をしてできるようになったということで、今年間10数人はアナフィラキシーで亡くなっているわけですが、そういうところを防げる。それはAEDもそうですけれども、そういったところで学べばいろいろなことはできるなというところで、そういうのをしっかり学び合う。それは地域連携も大事ですし、もう1つが、調査報告にもあったかもしれませんが、母子保健との連携というのは、いろいろな健診との話で、医学モデル的なかたちを作らないかという中で、母子保健との連携もとても大事だなと思います。

柏女：ありがとうございます。古渡さん、現場の立場から工夫しながらやっている実践を制度化するにあたって何が必要なかということについて、あるいはどう制度化してほしいのかということについて、お隣に栗原さんもいらっしゃると思いますので、どうぞ思いの丈をぶつけていただければと思います。よろしくお願いします。

古渡：大きく分けて、まず私、地方なものですからかなりこどもの人口の問題はあります。地方って人口減少と少子化というテーマの中で、障害を持ったお子さん無のお子さんとか全ての子どもたちに対応することを前提に考えたとき、そして今、米山先生や皆さんからあるように、その地域の特性を踏まえ障害を持つお子さん、特性を持ったお子さん無のお子さんがその地域で豊かに育つ仕組みって何？という大きなテーマって多分あるような気がするんです。

それはある意味で、地方の今の人口減少とかを、持続可能な小さな町として維持し続けるための本当の仕組みってこども政策じゃないかって思っているんです。そうなったときに、先生たちからあるように、小さなマンパワーの集合体と言ったほうがいいですかね、大きなマンパワーも必要なんですけれども、それが市町村のレベルで確実にできるようになってほしいな、というのが1つあります。それはある意味では、言葉としてはインクルーシブなのか保育保障なのかよく分からないんですけど、よく言われている地域全体の共同養育という発想が、障害を持ったお子さんに対して、また障害のないお子さんに対して、お父さんお母さん、地域全体でケアできるもう1つのシステムになるんじゃないかなと考えています。

ですから、そういう意味では今まで分断してきたものをどういうふうにするか1つずつかたちにできるかというのが大事になってくるのではないかな。もちろん国のほうも一生懸命頑張られていると思うんですけど、逆に今回私が提示した、例えば新しいまゆみの図面を見ても皆さん分かるように、今までだとクラスが年長さんのクラス、年中さんって全部別れていたわけなんです。それを保育の多様性のためにぶち抜いたというのが本当の話で、そこで乳児も幼児も子育て支援も、また児童発達支援に

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

来ているみんなも自由に使ってみようよ、という考え方で今までなかったものですから、そういうかたちでやってみたというのが今回の実践でした。そういう意味では、これからの地域とかこれから子どもたち、みんなそんなんですけど、そこをみんなで包括的に何とかできる仕組みがほしいんじゃないかなと思っています。

柏女：ありがとうございます。今、古渡さんから、分離から統合へ、そして包括へ、というようなお話がありましたけれども、これまでのお話を聞いていただいて、栗原課長さんのほうからアドバイス、ご意見をお願いできればと思います。

栗原：実はこういう場に立つと私、いつもはパパッと思い浮かんで話せるんですけども、今日は皆さんいろいろな角度からお話をされて、すごく学びも多かったので、さてこれをどうアンサーというか、次につなげるためにコメントしようかなって、すごく悩みました。それで私自身もまだまとまらないのですが、まずインクルージョンの理念が、まさに松井先生の最後のほうに入っていた図が、私もそういう話をしたときに出てしまうときもあるんですけど、これをすっかり忘れていてというか、あるべきところがこどもはあって、そこに向けて、みたいな発言をしてしまうこともあるなって、今反省も込めて思ったのですが、こどもってみんな多様なんですよ。1人の中にもいろいろな状況があって、ある意味障害かどうかというのは、何か特別な制度に当てるための区切りでしかなくて、本来の現場というのは全部混じっていてもいいんだと。制度がそれぞれあるというのは、それぞれの子に対して何か特別なことをするために区切りをつけているだけであるので、そこを頑張る必要は全然ないと思っています。

なので、多様性への対応というところの理念を1つみんなで作った上で、ただ障害特性ということで、ある程度この特性にはこういう環境調整とかこういう対応が有効というか、本人がウェルビーイングになれるんだよというところをどう担保するかというテクニックというか、いろいろな支援の技術について現場がどう学んで、実践し、こどもたちに届けていくかというところが重要だと

思っています。

究極的なインクルージョンは、それはまたこれを私の立場で発言すると問題なので、ここは手前で止めますけど、1つの場。それは保育なのか障害児支援なのかとは言いませんが、1つの場でこどもがみんなで育っていくという環境を整えるのが目指すところだと思っています。

今、保育と障害児支援が分かれています、片方あるいは両方に通っているけど、双方が連携できていないなど、全体としてこどもまんなかになっていない中でどうするかというところで、私が1つ、今自分の立場でできることは、保育の中で特性、多様性に単なる人の数で対応するのではなくて、特性、多様性に対するアプローチのスペシャルなスキルを持った人。これが果たして OT、PT、ST、心理で足りているのか、手に職系の専門職なのか、それとも経験値に裏打ちされたものなのか、というのはまたこれは考えなければいけないのですけれども、そこを充実させていくことが必要だと思っていますし、今制度が分かれているところの中で、障害児支援のほうでそのスペシャリストは多いと思いますので、そこからのアウトリーチをどう受けるかというところをしっかりとやっていかなければいけない。

さらには先程申し上げたように、どちらも、多様性に対応するためのスキルを上げていかなきゃいけないのですが、ここはまさに障害児支援のほうで現在人材育成の仕組みを作っていますが、保育のほうでも障害児の人材育成のスキームがある中で、これをどう連携、融合させていくか。下手すると別々に仕組みを作ってしまうと、お互いの関連性や連携もないまま進めてしまうなんてことが起きかねないので、ここは必ず連携させたいと思っていますので、それが緩んでいたら皆さんからもご指摘いただければと思います。

そして、今直近では、松井先生からもご紹介のあった調査研究を進める中では、インクルージョンって答えがあるわけではなくて、そこに向けてみんなで考えて向かっていくことが大切で、さっきの絵の中にあっただよ、理念と環境と体制と、あと専門性の内容と、あと家族と地域だったと思いますけれども、捉えるべき角度からそれぞれ自分のところで、インクルーシブって何だろう

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

な？ってみんなで振り返りながら、学び合って、それぞれの園がインクルーシブに向かっていくことを、その取組をしてもらうためのワークシートみたいなものを、今、松井先生に入らせていただいている検討会の議論も踏まえて開発しています。これは来年度から現場に流していきたいと考えていますが、このワークシートは園だけではなく、自治体がすごく重要なので、自治体、地域の中でどういうふうなそれを組み立てていくかというところにも使えるものも合わせて出したいと思っています。まずはそこから始めていただいて、療育と保育の役割や機能、資源の状況は地域ごとに違うので、その向かう先も様々かと思っています。それが見えてきた中で根幹の制度をどうするかというのは、さっき申し上げたように、障害福祉の改定が3年ごとに来る。それから、障害もこどもも、大法改正すると5年後に法改正の話がまた来るというサイクルがありますので、その時期をを上手く捉えながらやっていきたいと思っています。

実はこういうことを言っていると、障害福祉の報酬改定って、令和9年度なので令和8年度当初の内容を仕込み始めるので、そうすると令和7年度、来年度が結構正念場だと思っていますし、そこを踏まえた上での次の法改正をどうするかといったら、そろそろ色々な仕組みを考えなければいけない。そのためのベースを作っていかなければいけないので、まさにさっき言ったようなツールも使って現場がインクルージョンの観点からどう変わっていくか、しっかり見ながら、スピード感を持って対応していきたいと思っていますので、また皆さんからも色々教えていただければと思いますし、一緒によい方向に向かっていければと思います。



柏女：ありがとうございます。ここまで聞いていただいて、この調査研究報告の中で向かう、つまり工程表を示

した光真坊さん、コメントをいただけるとうれしいです。そのあと、北川さんに全体を閉めていただきたいと思います。

光真坊：今回調査研究においては、ミクロ、メゾ、マクロの視点において、あとは中長期的視点を持ちながら整理をしたわけですが、今のお話にありましたように、ミクロ、メゾの部分については、より現場に近い実践的な関わりの中でどうインクルーシブ保育を実現していくのかというところのお話だったと思います。それが安定的に実施できるようにするためには、法的な枠組みとか、あとはできれば私たちが思っているのは、障害児支援と保育所、認定こども園などが同じ施策の中に入って、柔軟に、協働して学び合ったりすることができるような枠組みが必要じゃないかなと思っています。そういう意味では実践的な取り組みのところと制度的な枠組みのところ、これをつなぐような仕掛け、仕組みが必要ではないかと考えておまして、検討会の中ではフォーラムの開催なども含めて、継続的に情報収集と発信を続けていく必要があるのではないかと考えております。私たちができることを、今回の研究だけで終わらせることなく進めていければと考えております。ありがとうございました。

柏女：ありがとうございました。それでは北川さん、お願いいたします。

北川：皆さん、ありがとうございました。とにかく共に育つということを原則にしたときに、制度がそれを邪魔しているのであれば、その制度の障壁を取っていく必要があります。今後こども家庭庁の皆さんと、分断されている障害児施策とこども施策が分断されないように、制度の障壁をどう取っていくのが大事です。また、インクルージョンのことは、今日がスタートというか、いろいろやってはきたんですけども、もっと練っていかなくてははいけないなと思いました。私の経験では、松井先生の話聞いて思ったんですが、例えばソリ滑りが楽しいと子どもたちがみんな思えたら、すっきり園に帰ってこれるんですけども、楽しいと思えるには一人一人違

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 ※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション

う介助がいるんです。そこで、うちの長く関わっている職員が、例えば6歳には6歳のプライドがあるから、介助しているって分からないように、あなたがやってきたのよ。というふうに介助しないといけない、と。一人一人違うんですけれども、そこを気をつけないといけない。障害のあるなしに関わらず、6歳のプライドを大事にしよう。そういう点もすごく大事だなと思って聞いていました。

私の里子が大学に入ったとき、自閉症の診断を受けている子なんですけれども、合理的配慮の支援を受けれるのに受けたくないと言ったんですね。受けたほうがいいのにな、ってこっちは思うんですけど、それはそれで彼のプライドだったと思うんです。そのときに、その子のことを振り返って見ると、小学校1年生で、通常学級に入ったときに、いろいろな手立ては嫌だという子だったので、まなざしで、「大丈夫だよ、あなたはいい子だよ」って肯定してください、と私は小学校の先生に頼んだことがありました。それで割と乗り切れたということもあって、やっぱりインクルージョンというのは自分がいろいろな状況を抱えているけど、「みんなそれぞれ素晴らしい子なんだよ」と、子どもも思っていけるために、周りがどんな環境を作っていくのかということ、これから大人の人たちやこどもに関わる人たちが、それぞれに深めていく、実践していく、理論的にも形成していくという必要があると、今日は皆さんのお話を聞いて思いました。ありがとうございました。

柏女：ありがとうございました。もう時間になりましたけれども、今日のテーマは、「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」というテーマでしたが、結論を出して、ここに向かうんだというような方向性を出すシンポジウムではございませんので、それぞれの皆さん方の心の中に残ったインパクトや、あるいはひらめきとか、あるいは方向性、納得感、それ自身がどこに向かうか。私はこの方向に向かわせていきたいと思っていただけるだけでいいのかなと思いました。

先程休憩中に、私の園からも来ている職員と立ち話をしました。そのときに、北川さんが最初に話題提供の中でお話したあつくんの事例ですけれども、それと同じよ

うな事例が保育園で起こっていて、その子は4歳の重度の障害児なんですけど、その子に対してほかの子たちが最初非常に戸惑い、その仲を取り持ってくれたのがご近所に住んでいる同年齢の子。その子がつながり方を示し、ほかの子たちがそれを真似してどんどん広がっていく。そういうプロセスを見ていたら同じなんだな、ということを書いて、涙を流しておりました。そしてその中で親も、そういうのを見ながら障害についての理解を深めて、またそのあとはほかの年齢の子たちにもそれを理解していただくために、保護者の方にそういうお話してもらったらどうかとか、そういう意見が職員の中から出てきたりして、場が広がっていきました。そこに特別支援のコーディネーターもおりますので、それも参画しながらみんなで、こうしたらいいんじゃないか、ということを語り合い、そこに生まれた場そのものがインクルーシブな方向性なんだろうなということを思いながら、お話を伺わせていただきました。

インクルーシブ保育のミクロ、メゾ、マクロ、それぞれを充実させていくこと。それから、それぞれがバラバラにいくんじゃないかと、つながりながらやっていくことが大事なんじゃないかなということも改めて思わされたシンポジウムだったように思います。皆様方のご協力に心より感謝を申し上げ、また調査にご協力をいただいた方々、さらには補助していただいた日本財団の方々、さらには今日貴重な話題提供をしていただいたシンポジストの方、助言者の方皆様に心から感謝を申し上げて、このシンポジウムを終わりにしたいと思います。皆様本当にありがとうございました。



FLEC映画祭



2025年3月16日(日)

9:30~15:20

「怪物」「万引き家族」の是枝裕和監督による2004年の作品。母親に置き去りにされた4人の兄妹が子どもたちだけで生活する姿を、1988年に実際に起きた事件をモチーフに描いたヒューマンドラマ。

『誰も知らない』

都内のアパートで大好きな母親と暮らす、それぞれ父親の異なる4人の兄妹。12歳の長男以外の兄弟の存在は大家にすら知らせておらず、学校にも通ったことがない。やがて新しい恋人ができた母親は、わずかな現金と短いメモだけを残し、長男に兄弟の世話を託していなくなってしまう。この日から、誰にも知られることのない、子どもたちだけの生活が始まるが……。



オーディションで抜きさされた柳楽優弥が長男役を演じ、2004年・第57回カンヌ国際映画祭にて史上最年少かつ日本人初となる最優秀男優賞を受賞。YOUが母親役を独特の存在感で演じ、加瀬亮、寺島進、遠藤憲一、平泉成が共演。

2004年製作/141分/日本
 配給：「誰も知らない」製作委員会
 劇場公開日：2004年8月7日

監督・脚本・編集・プロデューサー：是枝裕和/ゼネラルプロデューサー：重延浩、川城和実/出演：柳楽優弥、北浦愛、木村飛影、清水萌々子、他 ©「誰も知らない」製作委員会

『REAL VOICE』



本作品では虐待された経験者の人生を追いかけます。虐待された経験のある全国の若者達の声を集めたドキュメンタリー映画が「REALVOICE」です。監督も児童養護施設出身。

日本各地の社会的養護を経験した子達や保護されることはなかった子達の心の叫びも収録します。

若者たちの「REALVOICE」を発信することを目的としたドキュメンタリー映画です。

2023年製作/87分40秒/日本

企画・監督：山本昌子/監督補・撮影補・編集：西坂來人/音楽：加藤登紀子、一青窈/出演：阿部紫桜、山本あや、他/シンボルデザイン：nai/制作：ACHAプロジェクト

F L E C 映画祭

『トークセッション』

山本 昌子 (『REALVOICE』監督、ACHAプロジェクト代表)
佐藤 剛 (西日本こども研修センターあかし 研修事業課長)
藤井 康弘 (代表幹事/元厚生労働省障害保健福祉部長)

司会：
宮内 珠希 (二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション主任)



山本 昌子



佐藤 剛



司会 宮内 珠希



藤井 康弘



閉会の挨拶

柏女 霊峰

(共同代表)

淑徳大学総合福祉学部 特任教授)



共同代表しております柏女と申します。会場にご参加の皆様方、オンラインでご参加の方々、さらには録画でオンデマンドでこれから見ようとされる方々、本当にありがとうございました。一昨日、プレセッションの開会挨拶と趣旨説明をさせていただきましたが、今度は閉会のご挨拶をさせていただきます。

今回のフォーラムにおきましては年度末の大変お忙しい中、プレセッションも入れて500名を超える方々にご参加をいただき、衷心より御礼を申し上げます。年々拡充している3日間のプログラムではありましたが、大きなトラブルもなく開催できましたことは主催者として本当に良かったなと思っております。行き届かなかったことも多々あったかは存じますが、その成果に免じてお許しをいただければと思います。

第7回フォーラムに経費を助成してくださいました公益財団法人SBI子ども希望財団、また質の高い専門性や価値ある体験に基づいて有益な情報や知識を提供してくださいました登壇者の皆様、また毎回安心してセミナーに参加できるよう参加者の登録や受付、当日の適切な環境作り、そして円滑な進行まで下支えとしての役割を地道に責任感を持って果たしてくださいました早稲田大学総合研究機構、及び事務局の皆様、今回シンポジウム進行中何度も調整を事務局としながら進めてまいりましたけれども、本当にありがとうございました。本フォーラムに関わってくださいました全ての方々のご協力、温かな心遣い、励ましをいただき、滞りなく開催できましたことを心より感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

今回のフォーラムでは、初日に2つのプレセッションを行いました。このプレセッションをお聞きでない方もいらっしゃるかと思いますので、少しそこだけ報告をさせていただきますと思います。こども家庭センターの3つのキーワードが、そこで提示されました。1つは、児童福祉と母子保健との間で切れ目のない支援を目指すこと。2つ目には、これまでではどちらかというと専門職が支援を考えていたのを、専門職とそれから保護者、子ども当事者がパートナーシップを持って支援計画を作っていくこと。そして3つ目に、それをつなぐツールとしてサポートプランを作成するという。この3つが、これまでと違う大きな特徴なんだということが語られて、それが私にはとても印象的でした。

また、プレセッションの2つ目には、母子生活支援施設、普段は取り上げられることの少ない、でも地道な努力が続けられているこの母子生活支援施設の実践報告や調査報告の中で、今後の可能性についてたくさんの示唆があったということも、非常に心に残りました。これもオンデマンド、オンライン配信されますので、ご覧になってらっしゃらない方は、ぜひお聞きいただけたらいいかなと思っております。

また、昨日のメインシンポジウムでは、パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進をテーマとして活発な議論が展開されました。続いて、村瀬先生を偲んで先生の特講演録画に触れていただきました。その後4つの分科会において、それぞれ示唆に富んだ発表、活発な質疑及び意見交換がなされました。新しい企画として、前回に引き続きではありますが2つの基礎セッションも同時並

閉会の挨拶

行をいたしました。

そして最終日の今日、自立支援の新たな風と題する特別シンポジウムに並行して、これも昨年度同様 FLEC 映画祭とトークセッションを開催いたしました。最後のクロージングシンポは、今ご参加いただいた通りでございます。

文字通り、多彩な登壇者を含む盛りだくさんの企画があり、そのいずれにもおいても登壇者の方々をはじめ参加者の皆さん方が熱心にディスカッションに参加し活発な意見交換が行われ、貴重な情報や知識を共有し新たな視点やアイデアを得ることができたのではないかと考えております。昨年のアンケートでは有意義だったというご意見を多数いただきますけれども、やはり中には盛りだくさんすぎて消化不良になってしまったというような率直なご意見も頂戴しておりますし、時間の管理をちゃんとして欲しいといった苦言なども頂戴しております。今回もそうならないければいいなと感じさせられております。主催者の熱心な思いの現れということでご容赦いただければ幸いです。

皆様お一人お一人にとって、今回のフォーラムはいかがでしたでしょうか。参加するに見合った機会や場になっていたのであれば大変幸いに思います。FLEC フォーラムを開催する私たち全国家庭養護推進ネットワークは「全ての子どもに家庭での生活を」という目標を達成するため、新たに実施される制度や事業の実施状況などを注視し、その現状分析を行い、その課題を明らかにしながらソーシャルアクションを展開していきたいと考えております。インクルシブ保育についても、これまでの提言やソーシャルアクションには取り上げてはおりませんでしたけれども、今後このインクルシブ保育についてもどう考えていくべきかについても、提言やソーシャルアクションの中に取り上げていくことが必要なんだろうと思っております。家庭養護あるいは包括的支援の質の向上や次の改正に向けて、皆様のご協力、ご支援をいただき、その役割を果たしていきたいと考えております。

来年度の第8回 FLEC フォーラムですけれども、時期を少し早めて1月30日、31日、2月1日、この3日間にこの早稲田大学で開催する予定にしております。ぜひとも、日程の確保をお願いいたします。1年後に会場で再びお

目にかかることを祈念し、閉会のご挨拶とさせていただきます。次回もぜひこの会場でお会いしましょう。3日間本当にありがとうございました。

大隈ガーデンハウス

3月15日 18:50~20:50

